

平成20年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成20年12月18日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成20年12月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(20名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
9番 田村 三郎君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	12番 中本 博明君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	16番 安本 貞敏君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	岡村 春雄君
産業建設部長	斉藤 正明君	健康福祉部長	椎木 千明君
環境生活部長	村田 章文君	久賀総合支所長	山本 定雪君
大島総合支所長	嶋元 則昭君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	末永 健寿君		
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	中野 守雄君	財政課長	奈良元正昭君

午前9時30分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。魚谷洋一議員から遅刻の通告を受けております。

10日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第1．一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。質問の通告は6名であります。通告順に質問を許します。14番、平川敏郎議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 14番、平川です。改めましておはようございます。通告させていただきました本庁の位置について質問させていただきます。

御存じのように、旧4町が合併し周防大島町が誕生しましてはや4年余り経過いたしております。この4年間、中本町政において合併引継ぎ事項は、大島斎場建設を初めとして、下水道整備、リサイクルセンター等たくさんのハード事業を完備いたしました。また、ソフト面にしても中学校統合など、元気にここに安心して21世紀に羽ばたく青春の島を将来像に掲げている本町にとってまだまだ懸案事項があるとしても、ほぼ充実したと思っております。新町誕生までには合併協議会の方々の並々ならぬ御尽力の賜物であると、いまでも深く感謝いたしておるところであります。

平成15年12月11日の合併協議会開催の上で、協議第11号において長時間にわたり十分な慎重審議を行い、協定項目4は新町の事務所の位置について挙手全員で確認されました。協議項目4、本庁の位置については久賀町に置くことがふさわしいが、当分の間、新町の事務所は大島町役場に置くということでありました。本庁の位置については新町が誕生いたしまして現在に

至るまで、数名の同僚議員が数回一般質問をされ、時の中本町長、また、担当部局が答弁されています。本庁舎が県の総合庁舎と合築するというスタートから、県は本庁が山口県で唯一、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けており、大島郡のために危機がないようにということで避難場所かつ総合センターを作るという方向に変わり、合併協議会の協定項目4の付帯決議が消滅したのではないかというふうに理解しているという同僚議員からの質問に対し、時の助役として椎木町長は合併協定項目の新町の事務所の位置を久賀町に置くことがふさわしいということについて、消滅したというふうには思っていないと答弁されていると記憶しております。この問題は先の議会、全員協議会等においても紆余曲折し、今後の周防大島町が住民の方々から問いただせると考えます。旧4町に総合支所を置き本庁機能も振り分けた現状は、いずれ集約しなければ行財政の効率化は進んでいかないと考えます。

また、本町は東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けており、議会としても平成17年3月23日から平成18年12月19日まで防災対策等別委員会において調査研究等を実施し、各地域における災害に対応した議員モニター制の配置をもしております。

さらに、防災行政無線の親局も久賀庁舎に設置され、大島郡民の待ち望んでいました各戸への子機の設置もあとわずかです。この11月1日より山口県防災センターも開設されましたが、防災拠点施設との密な連携、住民の方々への地理的条件による利便性などを踏まえれば、本庁方式への移行、また久賀庁舎を本庁の位置にする大きな課題に対しまして、新町長としての所見をお伺いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、平川議員さんの本庁舎の位置についての御質問にお答えいたします。

平成16年10月1日、「島を想う心は一つ」と、これを基本理念に新生周防大島町が誕生いたしました。そして、合併協議会から与えられました52の協定項目の実現に尽くすと同時に、旧町からの継続事業に鋭意取り組んでまいったところでございます。

協定項目の未実施の一つに、新町の事務所の位置についてがあります。協定項目で、事務所の位置については新町の事務所は改築後の県総合庁舎の所在地とする、というふうになっております。当然、今もこの合併にかかわる協定確認事項は、現在もそのまま存続しているものでございます。

しかしながら、山口県においては平成17年度に大島総合庁舎のあり方について業務報告書を作成し、県庁機構改革の指針により大島地域の組織、職員が小規模となったことから、独立の庁舎は非効率となること、また、周防大島町は県内で唯一、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、総合庁舎は建設をせず地域防災拠点施設を建設するという方針転換が

なされました。

先月21日の山口県大島防災センター竣工式でも、二井知事から「県の出先機関の見直し、再編を進める中で、当地域での県総合庁舎の整備は困難となりましたが、この県立センターを町民の皆様の安心・安全を守る拠点施設としてしっかり活用され、町が目指しておられる「元気、にこにこ、安心の町」づくりにつなげていただきますことを心から期待するものであります。」という明確なごあいさつがありました。

町はこの協定項目に沿って、平成18年度の取り組みといたしまして、庁舎建設基本構想策定業務を実施をいたしたところでございます。旧町の4庁舎に分散をいたしております職員が久賀地区に集まる本庁方式、大島・久賀両庁舎を活用する方式などを基本に、いろいろな角度からこの基本構想の中で検討を進めてまいりました。その結果、久賀地区に職員が集まる本庁方式を採用した場合、現在の久賀庁舎に加え、新たに6階建ての建物の工事費約2億4,000万円と、公用車や来客用・職員用の5階建ての駐車場412台ですが、これらの工事費9億4,000万円が必要で、総事業費が約30億8,000万円というふうな試算が出てまいりました。

また、大島久賀庁舎を活用した場合は久賀地区に新たに3階建ての建物の工事費12億円と、3層建ての駐車場276台の工事費5億6,000万円が必要で、総事業費が約17億6,000万円という、いずれにしても膨大な経費がかかるということが判明したわけでございます。

この業務報告書の結果につきましては、議員全員協議会において御説明を申し上げたところでありまして、厳しい財政状況のもと、多額の経費をかけて新しい庁舎を建設する必要があるかどうか、このような意見が出たところでございますが、この報告書をたたき台として機会あるごとに協議をしていくことを全員協議会でお願いをしたところでございます。

今、膨大な経費をかけて移転するのがよいのかどうかと、財政状況、また移転したときに発生します空き庁舎をどうすべきか等々たくさん抱えておるわけでございまして、今すぐ移転・建設するといったところまでは、この協議会では至っていなかったという状況であります。

私は、理想は本庁舎の中に議会、町長部局の各部課、教育委員会部局や各委員会等があり、業務を遂行するのが一番効率的であるということについては間違いのないところであると思っておりますが、統合本庁舎を計画するにしても、先に述べましたようなもろもろの大きな課題、問題があることも事実でございます。

いずれにいたしましても、この新町の事務所の件につきましては、議員の皆様と、町民の皆様方と、機会あるごとに慎重に協議検討をしてまいりたいと思っております。皆様方もぜひとも真摯な議論を続けていただき、最良の庁舎方式というものをこれからも検討してまいりたいと思っておりますので、

どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 庁舎問題は、再度申し上げますけど、合併協定項目の中で合併協委員が最重要課題として取り組み、住民の意思が反映された協定項目であり、その解決に取り組み、住民の意思を町政に反映させることは、先ほど申し上げました中本町政が旧各町で残された事業を前向きに取り組み、解決を図ってこれらたことと同様に重要であり、早期に合併効果の実を上げることであると考えます。

先ほど答弁にもありましたが、この12月21日、山口県大島防災センター竣工式において、二井知事から県の出先機関の見直し、再編の中、当地域への県総合庁舎の整備は困難であると述べられましたが、山口県大島総合庁舎は県下、ほかの地区の総合庁舎問題と同一に論じられるべき問題ではなく、大島大橋一本で連絡された地域であり、東南海・南海地震の県下唯一の防災対策地域であり、いずれ総合庁舎は建て替えがなされるという当時の発言のもとに、一致団結を極めた合併協定項目も全会一致の決定がされた経緯からして、今回その対策を実施する県防災センターが完成したということは、実質、県のこの地域における最重要施策を担う場としての完成であり、実質、大島総合庁舎に値するものではないでしょうか。協定項目の久賀がふさわしいが当分の間はという云々は、という決定はそれなりの重さがあり、山口県も防災上、郡内での利便性、安全性等を熟慮、また勘案した上で位置を久賀総合グラウンドに決定したもので、県大島総合庁舎と同様な機能を付与したものと推察できます。

しかしながら、現況の社会情勢、経済環境からすれば、直ちにこのことが実行できる環境にあるとは言えないと理解しているつもりです。何が何でもこれを実行しようとすることは、的確な判断と言えないことは自明の理であります。将来的には、これまでの経緯を大いに尊重して、4支所を統合し、合併効果、出すことは住民の意思であり、風化させてはならないと考えます。このような中で現在の組織機構の流れは、4支所を統合して本庁に集約することが進まない現状で、一方ではその名のもとに4支所機能を4庁舎の部組織に移行することが進み、逆に住民には不便が生じている事由もあるのは理解していただきたいと思います。この本庁集約を論じる中では、同様に住民の利便性も考慮していかなければならないことは避けて通れないことであると考えます。当時、合併協で組織機構を確立するために力を注いでこられた町長として、今後この庁舎問題、いわゆる機能を集約して合併効果を出すこと、さらに4庁舎機能分散、いわゆる4庁舎に分散の部組織に権限が移行している現状、また4庁舎のあり方、いわゆる住民の身近な役所の権限が縮小されていることについてどのような見解をお持ちか、再確認をお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） この合併協定項目の、特に庁舎の位置の問題につきましては、非常にま

あ協議会の中でも多くの時間を割いて議論されてきたことだと思っております。そういう中でこのような協定項目になり、また当然その協議会の中で、住民の意思の反映もされておりますし、さらにまたその協定項目をもって各町の議会議決を得て合併に至ったということも事実でございます。

しかしながら、統合的な本庁舎方式でなかったことによる大きな課題も残っておりということも、これもまあ事実だろうと思っております。先に、平成18年に実施をいたしました庁舎建設基本構想策定業務の中でも、理想的な本庁方式というのも出されて、議員の皆様方にも配布いたしましたところでございまして、今回、新たに議員に就任された皆様方にもこの報告書はお配りしておると思っておりますが、ここにその本庁舎方式にすることによる課題の大きさというの、先ほど説明したとおりでございまして、財政的に非常に多額の費用がかかるということも大きなネックになっておることだろうと思っております。

それと、防災センターと県総合庁舎の問題でございまして、県は県総合庁舎の代わりとっては語弊があると思っておりますが、総合庁舎を建てかえをしなくなったということに対して、また東南海・南海地震の防災推進地域である大島に、県下で唯一の防災センターを建設するというにはなりましたが、この防災センターが県の総合庁舎イコールであるというふうには思っていないわけでございます。当時、合併協議会の議論を思い返してみますと、これは県の総合庁舎と町の庁舎が、近接、隣接にあるということによって、非常に効率的な行政が運営できるという意味が一つ大きな問題があったと思っております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、県はその後に県庁舎機構改革の指針によって、この大島地域での組織、職員が小規模となったことから、大変、庁舎を建てるとは非効率であるということで、庁舎の建設が当初の思惑とは違った方向になってきたということでございます。そういうことでございますから、総合庁舎が建たないということのほうが先に決まってしまうして、そうではあっても、先ほども申し上げましたが、庁舎が本庁方式で業務を遂行するということが、それは効率がいいというのは当然のことでございます。

しかしながら、それに対する、くどいようですが課題も大きなものがあるということでございまして、まあ御存知のように東和庁舎に併設されておりました環境生活部を、庁舎が、東和庁舎が危険だということからこれを久賀庁舎に、まあ隣接しているというかどうかですが、まあ近くにありましたハローワークを買い取り、いまここにひとつ持って来たということもございまして、そういう意味では、いまは3庁舎方式、4総合支所方式という形になっておるのではないかと思っております。

それと、4総合支所の問題でございまして、今までは4つの総合支所と各部がひとつずつ付いておったと、教育委員会がついておったということでございまして、そこでいま、東和町ではそ

の総合支所と教育委員会だけが残っておるという形になってまいりました。

そこで、総合支所機能の強化、まあ要するに総合支所の機能が落ちてくるのではないかと御懸念も御質問があったと思いますが、後ほどまた別の議員さんの質問でもお答えしようと思っておりますが、今回、合併してちょうど4年がたってまいりました。私も今回の選挙で訴えてまいりましたのは、ぜひとも地域に密着した身近な政策を十分進めてまいりたいということを訴えてまいりましたし、その担い手とすればやはり、総合支所に大きなその役割があるのであろうと思っております。そうしたことから今後とも、4 総合支所の機能強化、まあ機能強化といたすかやはり一番はですね、予算をある程度ちゃんと確保するということが一番大事だと思っております、町民の皆様が総合支所に行けばそこそこの身近なことはできてしまうというふうな形を、できるだけさらに推進してまいりたいと思っております次第でございます。

庁舎を新たに統合的に建てるということについては、業務報告書でも示してありますが、やはり今のこの周防大島町の財政状況からいたしまして、やはり大きな費用対効果というものをですね、無視してからそこに、庁舎に大金を投じるということは非常に難しい状況にはあると思いません。

しかしながら、理想と現実とに若干のギャップがあるということでございますが、そうした中で分庁方式をまだ続けておりますが、できるだけ総合支所機能を充実することや、またはその各庁舎間の連絡を密にするというようなことを通じまして、住民の方々に統合庁舎ではなくてもできるだけ御迷惑のかからない、というような方法をぜひともすすめてまいりたいと思っております。ですから、理想と、まだ今現在の状況では大きなギャップがあるということをぜひとも御理解を賜りたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 大体、今の答弁で、支所のあり方というのを町長の考えで十分理解しました。

町長は初登庁の11月14日に、報道陣に対しまして合併効果が感じられる身近な施策に取り組む、というように強調されております。また、職員数も今後どんどん削減していく方向の中で、庁舎の集約化は避けて通れない課題であろうと考えます。この点について、最重要課題であります、先ほども財政のことを申し上げておられましたが、財政健全化をしっかり図りながら、本庁の位置の問題に取り組んでいただくことを切にお願い申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 平川議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、5番、平野和生議員。

議員（５番 平野 和生君） ５番、平野和生です。少々ちょっと、３日前から風邪をひいてしまいまして、もし倒れたらよろしく救急車のほう、手配よろしくお願いいたします。（笑声）

３点ほど御質問をさせていただきます。

まず第１点、本町の雇用経済対策はということで質問させていただきます。

米国のサブプライムローン問題が２００７年５月ごろから事の深刻さが認識されるようになり、米国シティーバンク、メリルリンチなど、米国を代表する金融機関に多額の被害が出て、すぐに日本にも飛び火した形となり、本年初頭では過去最高の収益を上げたと言われる世界のトヨタさえ、現在では数千人規模のいわゆる非正規雇用労働者の解雇を予定していると聞きます。テレビ等マスメディアによりますと、この不況は１９２９年１０月２４日にアメリカ、ウォール街の株価暴落に端を発した、全資本主義、世界に波及した世界恐慌に次ぐものだとされております。当時、「アメリカがくしゃみをすれば日本は風邪を引く」、例えがありましたが、今回はアメリカ自体が風邪を引いているような認識を私は持っております。自動車産業だけでなく、さまざまな産業に影響を及ぼすであろうと思われます。事実、この質問書を提出したすぐ翌日に、ソニーのリストラが発表されました。我が国の経済政策がしっかり定まらない今、町長はこれから先続くであろうこの不況に対して、町独自の雇用及び経済政策を考えておられるのか、お伺いいたします。

２番目に、町道等の維持管理についてお伺いいたします。

４年前の大島４町合併後の周防大島町議会の一般質問において、同僚議員からも私自身からも質問があったと思われますが、椎木町長になって初めてであるので、改めてお伺いいたします。

本町においては、国道においては道路維持管理は十分なされているように思われます。しかし、町道においてはまだまだ不十分に思われます。路肩が緩んでいるところ、アスファルトがひび割れて雑草が生えているところ、道路が陥没しているところなど、まだまだ手を入れるところがずいぶんあるように思われます。予算が厳しいのはわかりますが、町長の公約の中に本町の住民が合併してよかったと思える町を作る、というのがございました。道路は作るだけでは不十分です。しっかりと維持管理を的確にやっていただきますよう、切に要望いたします。

最後に、中学校の統合問題についてお伺いいたします。

来年４月に統合を控え、準備は既にできているとは思われます。通学校区の問題、スクールバス等通学手段の問題、あるいはクラブ活動の問題などがまだくすぶっているように思います。教育委員会及び教育長のお考えをお伺いいたします。

以上３点、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、平野和生議員さんの質問にお答えいたします。

まず雇用対策でございますが、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界経済の先行き不透明感が強まる中で、世界的な金融危機は我が国の実体経済や国民生活に深刻な影響を及ぼし始めております。こうした情勢を踏まえ、政府は12月9日に新たな雇用対策に関する関係閣僚会議を開き、追加雇用対策を決定されました。しかしながらいま、議員さんからも仰せのとおり、それから次々と矢継ぎ早にいろいろな対策または提言が出ておりまして、実はその、目まぐるしくてつかみどころがまだないという状況も感じておるところでございます。

しかしながらそういう関係閣僚会議などを受けて、県においても10日に企業の雇用調整に伴う離職者の再就職を支援するため、離職者緊急支援対策プロジェクトチームを設置し、前兆的な対策の検討、実施に取り組み始めた段階であります。

また、麻生総理は12日の夜、首相官邸で記者会見し、急激な景気後退や雇用悪化に対応するため、総額23兆円規模の追加経済対策、追加景気対策、生活防衛のための緊急対策を発表されました。現在、本町においては毎週木曜日に発表されますハローワーク求人情報を各総合支所に設置し、必要な方が御自由に情報の入手ができるよう努めているところであります。最近の町内の雇用求人状況は12月11日に発行された求人情報誌によりますと、正規雇用で7件の17人、パート雇用は3件の3人が求人として載っているところでございます。この総合支所に設置されております求人情報は、柳井・岩国管内の求人情報でございますので、就労希望者の方に大いに活用していただきたいと考えておるわけでございます。

本町においての今後の取り組みについてであります。国や県の動向に注視していきながら、ハローワークの紹介や、国・県または商工会とも連携しながら、雇用の場の確保や就労希望者への情報発信等を行い、雇用問題対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

これから、平成21年度の予算編成に向けて作業を進めているところでございますが、町独自の政策を進める中で、その中で住民の皆様方、町民の皆様方が職につける、仕事になるという政策を、ぜひとも21年度予算の中に反映してまいりたいということも考えているところでございます。

次に、経済対策についてお答えをいたしますが、先に述べましたように、世界経済の先行きの不透明感が強まる中、原油価格の高騰がありました。また、今度は原油価格が非常に下がってきておるという状況でございます。非常に乱高下をしておるわけでございますが、また、昨日、アメリカの金利がゼロ金利になるというようなことから、為替相場の円高の急速な高まり、変動、世界的な金融危機、今や中小企業のみならず、議員さんも申されましたが、大企業にまで深刻な影響が出ておる状況でございます。こうした情勢を踏まえて、8月29日の政府与党経済対策閣僚会議、合同会議において、安心実現のための緊急総合対策が決定・発表されましたが、この発表に伴いまして、中小企業者の方が金融機関へ融資の申し込みを行うときに、市町村長の認定を

受け、山口県信用保証協会の100%保証を得るための保証制度であります。いわゆるセーフティーネット保証制度も原材料価格高騰対策等緊急保証として、大きく認定基準の緩和がなされているところであります。

その緩和対策として、業況の悪化している業種に属する中小企業を支援するための措置、いわゆる5号認定にかかる経済産業大臣の指定する特定業種でございますが、本年10月30日以前は185業種であったものが、10月31日から545業種、11月14日より618業種、12月10日よりさらに80業種追加され、現在698業種に拡大をされてきております。

また、認定基準数値等の緩和や、保証枠の増額などが行われており、本町においても本制度の運用認定事務の対応をして事務処理を行っているところでございます。

ここで、本町におけるセーフティーネット5号認定の実績を紹介させていただきますと、平成19年度の実績は18件の認定でありましたが、本年度12月10日現在、既に24件あり、そのうち10月31日以降分が16件でございます。このように、平成19年度分を月平均にいたしますと1.5件であったものが、10月31日以降では県平均で10倍程度の伸びとなっており、おもしろいものでございます。

こうした中、本町では商工観光課で認定事務を行っておりますが、申請の受理から認定書の発行までを迅速に行えるような体制作りをしているところでございます。

また、町内各金融機関及び商工会に対しまして、認定にかかります申請の様式等をお渡しして、町内商工業者からの相談に対応できるようお願いをしているところでございます。

今後、さらに世界的金融危機が深刻さを増すと予想される中で、本町では雇用及び経済対策について、国及び県と協調し、対応し、関係機関と連携を深めながら対策を講じていきたいと考えております。

町独自の雇用対策という御質問もございましたが、町独自の雇用対策というのが、先ほど申し上げましたように、新年度でもろもろの政策を予算計上させていただこうと思っておりますが、その中でもできるだけ町民の雇用確保、または働く場の提供ができるというふうな政策を掲げて、それに対して予算付けをやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

私も、選挙のときにいろいろ申し上げましたが、当時選挙のときに申し上げました状況から、もう180度その状況が変わってきておるといってございまして、非情にまあ苦慮しているところでございますが、当時申し上げました中では、例えば公共事業の地元発注を基本にしてから、ぜひとも地元の地域経済を下支えしたいとか、または身近な生活道路の整備とか維持管理に十分な財源を充てる、これらも当然その地域の皆様方にその仕事を回していくというような考え方でございます。予算の中でまた御説明をしたいと思っておりますが、できるだけ町独自の町民の皆様が雇用対策に結びつくような政策を中心に進めてまいりたいと思っております。

次に、平野議員の町道の維持管理についてでございますが、町道等にかかわる維持管理につきましては、歩行者の安全確保や車両の通行に対し危険が生じないよう維持管理することは、安全安心の街づくりに欠かすことのできない、町民の生活に密着した重要な課題であると認識をいたしております。私も申し上げてまいりましたが、合併してよかったと実感できる施策、これもその一つでございます。予算の範囲外ということがまずありますが、平成17年度にはこの維持管理補修が84カ所、18年度は79カ所、19年度は43カ所、今年度におきましてはすでに55カ所の維持補修を行っておりまして、現在、明日ですか、補正予算の議決をお願いをいたしておりますが、その箇所も含めまして今回また30カ所等の補正予算の追加計上をお願いしておるところでございます。

また、町道の維持管理ということに限定せずに、できるだけその赤線とか青線とか、公共で皆さん方が共同利用する施設につきましては、総合支所の身近な対応、また町道や大きな農道につきましては、建設課、農林課というふうなちゃんとすみわけをしながら、できるだけ十分な予算を貼り付けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、周防大島町小規模施設整備事業に該当する維持補修、これは本来言えば町道というよりもむしろ共同で皆さんが利用しているという道路や水路のことでございますが、これらについても各総合支所に対応しております。今後におきましても町道等の巡回強化や、各自治会からの要望にも早急に対応して、緊急性や有効性を考慮し、的確な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

私も選挙戦を通じて皆様方に身近な生活道路の整備や維持管理に十分な財源を充てるということを申し上げてまいりました。新年度予算編成の中でぜひとも財源の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 平野議員さんの円滑な中学校統合についての御質問についてお答えいたします。

中学校統合につきましては、平成19年町議会の6月定例会において、平成21年4月に情島中学校を除く8中学校を久賀中、大島中、東和中、安下庄中学校の4中学校に統合する条例案を可決いただきました。その後、教育委員会ではその統合に向けて円滑な中学校統合を推進するため、昨年11月に久賀中、大島中、東和中学校に小・中学校や保護者代表で組織する統合準備委員会を設置いたしました。この統合準備委員会では、スクールバス等の通学手段や部活動に関することを初め、統合後の教育内容や制服、体操服等の持ち物、学校行事など統合に伴い発生する諸課題について、総務部会、生徒指導部会、教育課程部会を設け、円滑な統合に向けて協議を重ねてまいりました。

まず、通学校区については、学校間競争による学校の活性化を図るため、蒲野中学校と沖浦中学校区の家房・出井地区そして日良居中学校を自由校区といたしました。

自由校区の学校選択に当たっては、保護者や児童生徒が適切な学校選択が可能となるよう、昨年9月に学校説明会を行い、久賀中、大島中、東和中、安下庄中学校の校長が、保護者や生徒に対して教育方針や学校行事、部活動などについて御説明申し上げ、統合後に通学する学校を選択していただいております。

また、通学手段につきましては、原則として統合となる中学校生徒の通学手段はスクールバス通学とすることとしていますが、自由校区につきましては一部公共バス利用の生徒もおります。

なお、スクールバスの運行時刻については、学校と協議し作成しました運行時刻表を統合準備委員会で協議いただいております。

部活動につきましては、新設も含め学校経営にかかわる事項でございますので、各学校において判断するものでございますが、学校といたしましては、やはり生徒の安全確保を第一に考えなければなりません。統合後も1校を除いて学級数が増加しない見込みのため、部活指導に当たる教員の増員確保が困難な状況であります。

なお、この統合準備委員会で協議した状況については、統合準備委員会だよりを作成し、関係小・中学校校区の全保護者に配布しておりますが、特に御指摘をいただきましたような問題がくすぶっている状況はないものと認識いたしております。

統合まで残すところ3カ月余りとなりましたが、統合することによって生徒や保護者に御迷惑をおかけすることがないように、今後とも円滑な統合に向けて鋭意努力してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 平野議員。

議員（5番 平野 和生君） 町長の答弁のとおり、この不景気によって、毎日に、日が変わるたびにどこかの企業がリストラ、それによって国のほうもいろいろな経済対策を掲げているわけなんですけど、1929年の大恐慌の時には、そのあとすぐアメリカはニューディール政策といって、テネシー川流域開発を中心とした公共工事をやったわけなんですよね。今、町としても、いわゆる特需ですか、災害特需もない、ほとんど不景気があって公共事業が余り僕は肌と感ずるのに行われてないような気がするんですよ。1と2が一緒のことになると思うんですが、そういう町道のね、順を追ってやるんじゃないしに、この際、公共事業としてやったらどうかと、民間が不況になったら元気が出ないわけなんですから、これは地方自治体に頼るしかないと思うんですよ。この4年間、災害はありません。したがって公共特需もないということで、やっぱり公共事業は大事な部分に入らないかと思っておりますので、その点で町長の御答弁を願いたいと思っております。

中学校の問題、僕は特に、野球が子供のころ好きだったわけで、日良居中学校に僕は行ったわけなんです、御存じのように離島ということで定期便がそのころ4時に出よったわけなんですよ。30分か1時間しかクラブができないということで、浮島の人間は入れないということになっておりました。それでも何とかお願いして、3人ほど、僕は野球部に入ることできたわけなんです、日曜とか、その時は定期便が日曜はなかったわけなんですよ。久賀のほうから回って、バスの運賃を払ってまでやったわけなんですよ。今、子供たちにとってサッカーと野球というのは、プロのリーグが日本にありますよね。大事な、本当大事な肝心なスポーツだと思っております。幸い野球のできるグラウンドも、サッカーできる立派なグラウンドもございます。皆さんに、いまあの中学校の判断とお伺いしましたが、各中学校の校長先生が判断されるということで理解してよろしいのでしょうか。その点で答弁、お願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 雇用経済対策の問題でございますが、平野議員さんの御提案のような公共事業を中心とした雇用対策をというようにお聞きしてたわけでございますが、思い起こしてみますと平成3年にバブルが崩壊して、それから平成4年、5年、6年と、この3年間、非常に大きなこの経済を立て直すという意味で公共投資の、経済対策としての公共投資を非常に大きくやりました。これ私、合併前でございまして、旧町のちょうど建設課長をやっておったころなんです、とにかくその当初で、国からの予算配分があつたのに対しまして、さらにまた経済対策分として同額または同額以上ぐらいのですね、補正債という経済対策目的の起債を用意するから、その経済対策をやれというふうなことで、実はその財政担当としますとですね、非常にそのほうが有利なようなこともそこに示されまして、多くの市町村が非常に大きな経済対策としての公共事業に取り組んだわけでございます。まあそれらの一つには、今現在各市町村に大きく起債残高としてから残っているということも、その要因の一つだろうと思っております。

今現在、その公共事業で雇用対策をするということも、まあ一つの大事な要素だとは思っておりますが、従来やりましたような公共事業での経済対策というのは若干いま現在の日本の状況では無理があるのではないかと思っております。私が考えるその公共事業での経済対策とするならば、ぜひとも防災関連事業または先ほどからもありましたように町道や既にある、既設のインフラの維持管理を十分やっていくというふうな事業に特化して、その公共事業を増額していくということではないかと思っております。御存知のように東南海・南海地震が特に、この島の南側に1時間半で津波が起こってくるということでございますので、まあ津波の対策っていうのは無理かわかりませんが、通常の台風でも非常に南側の中心に被害が大きいわけございまして、いまたくさんの要望をいただいておりますのは、海岸保全施設特に離岸堤または護岸のかさ上げっていうようなものがたくさん、その要望として台風災害に対するその安全性を高めて欲しいと

いう要望が参っております。ぜひとも、そういうふうな形の公共事業、防災対策とを絡めた公共事業にその予算をできるだけ充実してまいりたいというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたような、あらゆる公共事業をというふうのは、若干、いま現在の状況では無理ではないかと思っております。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） ただいま、部活動はどこが作るのかということですが、認定するのかということですが、基本的には学校の施設設備、あるいは教員、あるいは生徒数等を考えて、学校が基本的には作るというふうなことが基本だと思っております。それで今、野球とサッカーの話が出ましたが、実際のところ、ちょっと人数が正確でないので申し訳ないんですが、統合するときに油田から来る生徒が十数名少しであります。それから日良居から東和と久賀へ行く生徒が二十数名いるわけですが、これも両方とも久賀にも15名、あるいは東和にも15名いたらないというふうなことがございます。

それで、そういう少ない人数で、さらに男女に分けていきますと、新しいサッカー部というふうなのは、大変、できないような様子であります。

それから、野球部も現在は東和中学校のほうは女子を使わないといけないというふうな状況で、さらにサッカー部というふうなことになりますと、大変難しい状況がございます。

それで、いま保護者のほうの一番の願いは油田にテニス部がある、それを何とかテニスを続けさせてくれないか、それから日良居に陸上部がある、その陸上部を何とか、久賀も東和も臨時的な陸上部、陸上の大会等があった、その前にいろいろな部から集まって陸上の練習をしたりして陸上部というのもあるわけですが、それを通年陸上部として、つけてくれないかというふうなことがございます。それで、それぞれの学校では最大限努力しようというふうな、いま話し合いがいつてると思います。

それから、まあ日良居にしてもですが、もし仮に日良居の部分に限って言えば、自由校区ですので、仮にその部活動だけで学校を選択するというふうなことであれば、現在あります部活動はすべて安下庄あるいは久賀、東和にはあるわけでありますから、そういう意味では選択の幅はないわけではないわけであります。この部活動、あるいはスクールバス、あるいは何でしたか、そういうふうなさまざまな課題についてはまた、それぞれ保護者と学校と協議して何とか円滑に進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 平野議員。

議員（5番 平野 和生君） 町長におかれましては、行政歴40年でございます。手腕を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

中学校の問題なのですが、やっぱり人数の問題がネックになってきますよね。そうしたところで、もう本町としても一考の問題も、遠からずあるべきと思っております。なるべく子供たちの御意向を汲んで、クラブもどんなクラブもできるように円滑にやっていただきたいと思いますと思っております。答弁結構ですので。ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（荒川 政義君） 平野議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、9番、田村三郎議員。

議員（9番 田村 三郎君） 9番、田村です。1点のみ質問します。

町債をいかに減らすか、これの具体的対策どのように立てているかっていうことなんですけど、本年9月末のですね、周防大島町の町債の残高は一般会計で約239億円、特別会計で約82億円、病院事業会計等、これで約67億円と、まあ合計約400億円に近い残高があります。これらの多額の町債をですね、いかに減額していくのか、町長としてどのような具体的対策があるのか、この1点のみ質問いたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 田村議員さんの町債をいかに減らすか具体的な対策についての御質問でございますが、周防大島町が誕生いたしましたして早いもので4年を経過いたしました。その間、旧町からの引継ぎの事業であります星野哲郎記念館とか、大島斎場とか、環境センター、また最終処分場などの大型事業に取り組みまして、さらには防災行政無線の整備事業、道路の新設改良、漁港施設整備、あるいは公共下水道や農業集落排水事業など、町民の皆さんの安心や安全に対する生活環境基盤の整備、地域の活性化のためのさまざまな事業を行ってまいりました。これも一つに言えば旧町で既に取り組んでおったものをずっと進めてまいったという経緯もございます。

これらの事業実施に当たりましては、国や県の補助金などの財源確保に努めながら、かつ過疎対策事業債という起債、または合併特例債という起債、または地方交付税でその元利償還に対する措置率の高いできるだけ有利な起債を活用して、事業を進めてきたところでございます。その結果、議員仰せのとおり11月の広報で公表いたしました平成20年度上半期の本町の財政状況の公表でございますが、一般会計で235億円、特別会計で82億円、病院事業会計で67億円、合わせて384億円の起債残高がある現状でございます。

また、今期定例会に提出をいたしております、補正予算を踏まえての平成20年度末の起債残高見込みでございますが、一般会計で239億円、特別会計で84億円、病院事業会計で約67億円、合わせて390億円と見込んでおるところでございます。

この起債残高をいかに減らしていくか、その具体的方策についてという御質問でございますが、

極端な言い方をすれば起債に頼らないで事業を実施する、財源の確保ができて借入先との協議が整えば、さらに繰り上げ償還を行うというようなことができれば、それは残高を直ちに減らすことは可能でございます。

しかしながら、現在の本町の財政状況、まあ本町に限らずすべての市町村の財政状況からいたしまして、そのようなことは不可能な状況でございます。

また、起債の持つ機能といたしまして、財源の調整機能ということもございしますが、もう一つは世代間の負担の公平性を確保する機能ということもあることも考えなければならないと思います。ちょっと具体的に説明を申し上げますと、世代間の負担の公平の確保ということにつきましてはですね、例えば下水道というような大きな事業を起債に頼らず、まあそういうことはないんですが、起債に頼らず、例えば財源があるから、町の財源をすべてもってやるという方法。まあ非常に裕福な町財政があればそういうこともできるわけでございますが、実はその世代間の負担の公平性っていうのは、例えば下水というものは、今作ったら今の住民が利用しますが、将来の住民の方々もずっと利用するわけですよ。そうしますと、今の、現在の私たち住民がすべてを負担して将来のものが負担しなくていいということじゃないわけです。そうしますと、起債というふうに20年とか30年とか長いスパンで借金を返済していくということは、将来使う、その下水道を使う住民の皆様方も負担をしていただくということが、この起債の一つの機能でもあると思うわけですね。それが世代間の負担の公平性を確保するという意味での、起債の持つ一つの機能だというふうにも思っております。

また、この起債というのは、それは一つの考え方ですが、もう一つはですね、実は下水なり公共事業に膨大な費用がかかるわけですが、その膨大な費用を国・県の補助金または交付金プラス町の一般財源で賄おうとすると、その一つを賄うだけならいいんですが、たくさんの積もるもの、町は一般財源を振り分ける予算編成をしとるわけでございますから、例えば起債に頼らない方法ができるほどの潤沢な一般財源を持っておるとは別といたしまして、やはり起債を組み合わせで長期に返済をしていくということで基盤整備を進めていくというのは、これは一つの財源調整機能としては、ぜひとも必要なことであると思います。

また、この起債の中身のことでございしますが、一般企業とか、私たちが民間で借りるような借金と違いまして、当然その公共的に必要な事業にしかその起債は認められないわけでございますが、そうしたところによると、将来その起債の償還額、元利償還額に対しまして、その何割かを地方交付税でみてくれる、まあ悪い言葉で言えばキックバックがあるということになるんですが、だからできるだけ、そういうことは一般の企業ではまったく考えられない制度なんですが、実はそういうことを国は支援しながら地方の基盤整備を進めていくという形になっていることを考えますと、できればキャッシュがある一般財源を使うよりも、起債を使って地方交付税でバツ

クのある起債を使うほうが基本的に有利であるという、一般財源を大事に使うということになるんだらうと思っております。

そういうふうなことを考えますと、一概に町債の借り入れを否定するというわけにもいかないというふうに思っております。今後とも大島病院の新築移転事業、東和中学校の改築事業、公共下水道事業など、多額の事業費を要するものが計画されておりますし、住民の皆さんからも多くの要望が寄せられております。これに答えていく必要があると思っておりますが、これらをすべて国・県の補助金、交付金プラス一般財源でやるということは、はっきり言って不可能でございまして、これらの事業実施に当たりまして、その必要性とか緊急性とか有効性などを十分に勘案しながら、事業の取捨選択を行い、かつその財源確保に努め、できるだけ起債借入額も圧縮しながら、毎年の借入額を元金償還額より少しでも少なくなるように努めるという以外に方法はないのではないかと思っております。

参考までに、一般会計に限定して申し上げますと、合併前の平成15年度の旧町の起債残高は270億円あったものでございます。先に申し上げましたとおり、平成20年度末にはそれが239億円、270億円が239億円と見込まれまして、約31億円この4年間で減額をみるということになるらうと思っております。今後とも起債残高はさらに減少する見通しでありますし、減少させなければならぬと思っております。

ここで、まあ蛇足なんですけど申し上げておきますが、周防大島町の起債残高が市町村じゃなくて町村でランク付けをされますと、非常にまあ高い、額の大きい位置に属しております。これは、合併して大きくなったわけでございます。実は合併してから起債を発行したのもたくさんあります。しかしながら、これはよく考えていただきたいんですが、要するに旧町ごとにみんな60億円から70億円の借金を持つとったわけですね。これは合併しなかったら60億円、70億円の借金だったわけです。だから、町村のランク付けで言うと一番裾のほうにおるわけですね。ただ、たまたま合併しましたから、これは70億円を4つ足せば280億円になると、まあ足し算の計算でわかるとおりでございまして、要するに周防大島町がぼんと270億円の借金を作ったというわけではなくて、合併の効果といいますか、合併の足し算でこういうふうになったということも、ぜひとも御理解をいただきたい。だから、これがもし6町で、7町で合併しておれば、さらに大きな、日本で一番大きな、町村では一番大きな残高を抱えておる町になっておった可能性もあるわけでございます。だから、そういうふうなことも考え合わせますと、私たちも絶対そのこれが大きな起債残高であるということは否定しませんが、ぜひともこれをできるだけ早く起債残高の減少に取り組んでまいりたい、いう気持ちでございます。

議長（荒川 政義君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 今の説明で大体はわかったんですけどね。ただ、あの2万人ちょ

っとの人口でですね、400億円近いっていうのは余りにも大きいんじゃないかというようなことで、町民の方がずいぶん心配してんですよ。

それとですね、この20年度の町税等の見ましてもね、大島町の自主財源は17.5%しかない。それとあわせて地方交付税がどんどん合併してからも削られてると、こういうような状況下でですね、何とかならんのかというような質問をずいぶん受けております。その辺について、もうちょっと詳しく説明願えないでしょうか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 自主財源が乏しいということは、10%台という非常に全国でも最低の自主財源の町であるということも事実でございます。はっきり言えば、自主財源が少ないからこそ、地方交付税が多いということになっておるわけでございますが、これがさきの三位一体の改革によりましてから、地方交付税がどんどん減らされておる、これは別にまた機会で詳しく説明したいと思いますが、要するにその三位一体の改革っていうのは私たちは非常に期待しておった改革でございますが、結果的には地方に、特に税収の少ない地方には非常に厳しい三位一体の改革の結果が、今、出ておるといふふうに思っております。自主財源が少ないというのも事実でございますから、この自主財源をせめて昔からよく言われておりましたような3割自治とか、またはさらに、せめて40%台にするというのが一番の財政健全化の目的でございますが、今の現状からするとなかなかそこまではいきにくいんじゃないかということになりますと、私たちは今、国でもずいぶん議論されておりますが、地方に対する地方交付税の削減を、せめて少しでも従前の額に戻していただきたい。これはですね、その自主財源が増えたから交付税が減ったというわけじゃないわけです。だから反対に言えば、三位一体の改革というのは、それはまあ言えばたくさんその要因がありますが、結果的には地方交付税が減らされただけが周防大島町にというか、地方の自主財源の少ない自治体に押し付けられたという形でございます、町民の皆さん方の御心配は十分そのとおりだと思っております。私たちもこれがいいとは一つも思っておりません。しかしながら、これをいかに早く少しでも減らしていくか、まあ中期財政計画等着実に守って、この財政を少しでも健全化していく、ということが大事だと思っております。それには、皆様方とともに行財政改革に邁進していき、本当に必要な部分に集中的に投資をしていくということが大事だろうと思っておりますので、今後ともどうぞ御指導よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 大体よくわかりました。町長ですね、公約の中に、先頭に立って、1番目にですね、先頭に立って行政改革を進め、財政の健全化を実現するということになってますので、どうか少しでもこれを実現してですね、町民を安心させるように、よろしく願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で田村議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。45分。

午前10時36分休憩

.....
午前10時45分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） ぜひですね、率直な答弁、また、あと時間限られておりますので、ぜひですね端的な答弁を求めておきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

さて、まず第1点。これは今後4年間の町づくりについて、町民主人公の町づくり、この視点を重視する、このこととともにあらゆる行動の基軸におくと捉えてよいか、というのが通告の1点目。

そして2つ目。地方自治体は憲法上は国との関係において本来対等の関係、これは私が言うまでもなく、いわゆる憲法から見ても、地方自治法から見てもそうではありますが、実際的には国の財政の締め付け等の中で、地方自治体が下請け機関、国の下請け機関となっている感が多々あります。合併後、この4年を見てもそれが明らかになっております。椎木町長の政治姿勢として、国が決めたのだから仕方がない、この立場なのか、それとも、国に対しても町民の声を代弁し物申す立場か、これが2つ目です。

そして3つ目、汚職腐敗のない町実現、これは大事な点であります。この点では誘惑に負けない姿勢、そして圧力に屈することのない覚悟、これが必要であります。この点での椎木町長の覚悟を聞きたい、というふうに思います。

4つ目の点、副町長人事の取り扱いについて質問通告しております。この点では、御承知のように地方自治法の改正等ですね、特別職の取り扱い、これも変わってきました。また、財政状況の中でですね、基本的には、例えば副町長について、おかない、合議制で行っている地方自治体もあります。そういう中でですね、今後、議会に対してどのように考えているのか。町長人事をおくことについて、時期を含めてですね、聞いておきたい。

また、本来なら一般職員なら条例及び公務員法等ですね、いわゆるやるべきこと、そしてまた基本的立場、これがありますが、特別職についてはですね、副町長については、こうなければならないという部分はほとんどないというのが実態です。一般論で言えば、例えば職員と町長の間についてのパイプ役とか、一般論で言えば、副町長としてですね、町民の声をよく聞くとか、

一般論ではありますが、具体的にほいじゃこういう立場でこうしなければならないというのは、非常に不明確な状況なんです。ですから改めてですね、副町長についての資質についてどのように考えているのかを聞いておきたいというふうに思います。

次に、大きな項目として周防大島町の財政状況について聞きます。

今、一部に地方財政の状況、これを起債残高をもってですね、「夕張になる」とか、「夕張になるよりまし」との短絡的な声があります。これは、私は二重の誤りがある、というふうに私は常々言っております。それは、1つは町民要求を抑えていく、これにつながっていく、これが1つです。

そして2つ目、これは今日までの国の地方自治体に対するあり方、これから、この誤りを結局は覆い隠す、こういう2つを、誤りがあるというふうに考えております。この立場に立ってですね、実際的に今まで、たとえば先ほども答弁がありました、旧町から引き継いだ起債残高、これが今の周防大島町の実態、いわゆる残高としてあるという答弁がありました、当時から私はあの当時指摘して言いよったのは、国の借金押し付け政治をそのまま取り組んでいったら、実は地方財政は破綻するよと、いうこと。それは橘町議会ではありませんが、私は旧大島町議会の中でですね、ずっと言ってきました。特にですね、平成5年、6年、7年、8年、あの当時財政を担当しちよった課長さん方、そしてまた当時の課長さん方は覚えておられるというふうに思いますが、実際的にですね、ああいう時期、ああいう、先ほどありましたけど、補正予算債、いわゆる100%返すからですね、先に仕事しちよってくださいと、その代わりあとからお金を返します、いうやり方。もう満杯でこれ以上仕事ができないと、当時です。旧大島町においてはですね、これ以上やったらもう仕事ができんのだと、だから返上したいというほどの仕事量。これがあったのが、あの当時です。ですから私はあの当時、そういうやり方を安易にしておったら、財政破綻につながるよというのはかなり言ってきましたが、結果的には、実は起債残高というのはあの当時の残高部分、これがかかり入っている。いわゆる平成6年からですね、平成10年当時の起債がかかり残っているというのは事実なんです。で、そういう中でですね、今回聞きたいのは、いま周防大島町があその当時の起債残高、どういうふうに捉えてるのか。例えばあの当時、平成6年からですね、膨らんできた起債残高の状況が、どういう金額に達しているというふうに考えているのか、国から言えば、ええ言い方で景気対策だという言い方をしましたが、それに踏み込んでいった地方自治体も、すべての地方自治体が踏み込んでいった部分がありますのでですね、その部分を明らかにするとともに、もう1つ国の誤り、先ほど若干言われましたけど、三位一体の改革による地方交付税の減額、大体、国においては5兆円を越えておりますが、私よく議論するんですが、16年ですから、16年ベースを基にしたらですね、大体年間3億円、19年度決算で2億7,000万円ぐらいが、大体削られてる額、というふうに私は捉えておりますが、実際

的のその交付税の影響、これについて聞いておきたいというふうに思います。

次に、連結決算についてであります。これもですね、いわゆる一般的な言い方で、地方自治体の指標の一つとして取り入れられた、財政指標の一つとしてあくまで取り入れられた部分であります。連結決算というのは、ある意味ではいろんな形がありますので、実際的には見通しとしてどういうふうに捉えているのか、また今後の財政指標、例えば今まで指標として、公債比率とか、実際的な起債政権比率とか、そしてまたいろんな比率がありますよね。そういう今から先の方向についてですね、どういうふうに見ておるのか、例えば3年ごと、これは短期ですかね、3年ごとに議会に示す部分と、長期的部分で示す場合がありますから、今回1回目の答弁では、どちら側でもいいですからそういう見方なんだと、今から来年に向けて計画ができるはずですから、そのことによっても違うと思いますが、どういう見方をしているのかという点で聞いておきたいというふうに考えます。

次に、公営企業局の体質改善についてであります。この点でもですね、私は選挙を前にして、日本共産党として、調査活動としてアンケート活動をしました。町民が一体何を考えているのか。町民の気持ちを、やっぱり議員というのは代弁するわけですから、いろんな角度から聞いてきました。そういう中でですね、実際的に町民が思っているのはですね、私たちは一部事務組合から全部、公営企業法全部適応の公営企業局になっているんですが、実際的にはそのことも十分まだ伝わってないと。公営企業局、全部適応とはどういうことですか、というのもですね、実際的にはあまり知られてないという状況が明らかになりました。

それと合わせてですね、町民の皆さん方が公営企業局に要求しとるのが、やはり対応。一般的に言うと、利用される皆さん方、ほとんどが町民ですが、それに対する言葉遣いや対応、これについて不満を持っておられる方がかなり回答されました。

そしてまた、部内の質の向上、この点ではですね、実際的には薬剤師、看護師、医師、それらがありますが、部内協議は具体的にはどうされてるのか、もっと頻繁に協議をされたらいいのではないか、そういう意見もありました。

今回、提起しておるのはですね、各職域を超えて議論していくこと、また、3病院、2つの老人保健施設、そしてそのほか各種の公営企業局が行っているいろんな分野の仕事があります。かなりの仕事がありますので、その辺をひっくるめた、別に会場をどこで、そりゃ確かに一気に集めるといのは職務上無理ですから、何回かに分けてですね、有り方の問題を議論してみる、この点も大事ではないか、いうふうに考えておりますし、また、今まで指摘したこととしてはですね、院長、事務局長会議、これを頻繁にやったらどうかと。特に、ピラ問題に発生して、不十分な状況が公営企業局にあるのではないかとか、また個別具体的な部分でいえばですね、例えば議会に出してくる資料、それについてもですね、もうちょっとこう具体的な中身の説明ができる

ような資料とか、その辺が十分されていくことが、今後の企業局のあり方にとって非常に大事な部分ではないかというふうに思いますので、ぜひ、今回、枠としては体質改善という枠で設定しておりますので、その辺のところをぜひ提起しておきたい、答弁を求めたい、というふうに思います。

次に、農業被害対策ですね、1項ほど追加しとります。この点では、あと議員さんがしっかりやられると思いますので、私はいわゆる今後の対策について、すでに調査しておりますので、不覚の状況とか補助率とかですね、そういう部分はすでに調査しておりますので、もしあれでしたら今後どうやっていくという部分に絞って答弁されたらよいのではないかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんの政治姿勢と認識につきまして、御質問にお答えをいたします。

まず、町民主人公の町づくりについてでございますが、町民のための町づくりを推進するということにつきましては言うまでもありません。本定例会初日に申し上げましたが、私は町民が合併してよかったと実感できる町づくりに、新たな決意を情熱を持って臨んでまいりたいと思っております。そのためには町民の皆様が町づくりに参画できる仕組みづくりを進め、町民主体の町づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、国と自治体との関係についての御質問でございますが、周防大島町は過疎化・高齢化の中、依然として大変厳しい財政状況にあることは事実であります。こうしたことから、国・県にその財源を求め、また、町の健全な運営に努力していることは周知のとおりでございます。

しかしながら、財政支援をいただきながらも、町は町なりに独自性を出し、また、町民のための町づくりの立場から、今後とも国等に対して意見・要望を行っていきたいと考えております。先般も全国町村長大会等がございましたが、ここでも各自治体の長からの要望を県の町村会が取りまとめ、それをまた全国町村会で取りまとめたものが、大会決議として国への要望というふうにも出ております。少し、ちょっとレベルは違うんかもわかりませんが、まあそういう形ではぜひともやってまいりたいと思います。

次に、汚職腐敗のない町の実現についてでございます。このことにつきましては、広田議員さんのおっしゃるとおりでございますが、汚職腐敗は行政に取りましてまさしく悪であり、絶対にあってはならない許されない行為であるということ言うまでもありません。また、そのような絶対起こらないような環境づくりを推進することも私どもに与えられました大きな指名だと考えております。

次に、副町長の問題でございますが、副町長と申しますのは、これは地方自治法に明確に定め

られておるものでございまして、地方自治法の中で副町長は地方公共団体の長を補佐し、または町長の命令を受けて政策局をつかさどり、また、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、という大きな職務がございまして。

また、別に定めるとなっておりますが、仮に長が欠けたときには副町長がその職務を代理するというふうな、この大きく言えばこの4つの職務を持っておるわけでございます。これらの職務にちゃんと適切に対応できる人物が、副町長として最適な人物だというふうに考えるものでございます。

次に、周防大島町の財政状況でございますが、近年、地方財政状況の厳しさを語る場合において、必ずといっていいほど例に出されるのが夕張市の問題であります。夕張市が、いふなれば粉飾決算を行い、多額の赤字を抱え財政再建団体に転落したことは、御承知のとおりでございます。そして、先の田村議員さんの御質問にもありましたように、400億円近い起債残高があることをもって、本町も夕張市のようになってしまうのではないかと、こういった論調があることも事実であります。

しかしながら常々申し上げておりますとおり、町の会計におけます起債残高と、赤字とはまったく異質なものでありまして、このことにつきましては、今後とも住民の皆さんにわかりやすく説明をしていかなければならないと思っております。

そこで、広田議員さんの財政状況に関する御質問の1点目の景気対策等の影響であります。バブル崩壊後における景気対策の中で、国がその財源を補助金から起債へと転換した公共事業の推進が図られました。その結果、地方の起債残高が大きく膨らんできております。平成元年度末の旧4町の普通会計の起債残高が約120億円であったものが、平成2年からその残高は大きく増高し始め、ピークでありました平成11年度末には約284億円まで達したところでございます。その後は減少に転じておりまして、平成19年度末には250億円となっておりますが、これが本町の財政を大きく圧迫していることは事実であります。

しかしながらこれは、それぞれの町において住民福祉の向上や、地域活性化のために必要な施設整備を行ってきた結果でありまして、その旧町の政策に基づいた事業が多く施されたというふうに感じておりますが、景気対策の影響として数値で示すことは非常に困難ではなからうかと思っております。

次に、三位一体の改革による交付税の影響についてでございますが、これは平成16年から18年度までの3年間において、国庫補助金負担金の改革として約4兆7,000億円、税源移譲として約3兆円、地方交付税改革として約5.1兆円の改革が断行されたわけでありまして。そして、これの本町への影響額につきましては、国庫補助金改革で約2億6,000万円の減額、税源移譲で1億4,000万円の増額、ここにもちょっとこの差があるのが気になるところでござ

ざいですが、また、地方交付税改革で9億3,000万円の減額、合わせて差し引きいたしますと10億5,000万円の減という膨大な額が減額されておるわけでございます。

そこで、広田議員さんの御意見は、国は景気対策と称し起債を財源として事業を推進し、後に交付税において元利償還について面倒を見るからと言っておきながら、今度は三位一体の改革によって、交付税を大きく減額しておるではないか、ということであろうかと存じます。

確かに、ただいま申し上げましたとおり三位一体の改革で広義の地方交付税の総額は大きく減額となってまいりました。しかしながら、いつも議員さんが予算、決算審議において御質問されます、普通交付税における起債償還分の中に算入されている額は、毎年15億円を超えておりまして、国が約束をほごにし、三位一体の改革によって起債償還分が減ったという認識は持っていないということでございます。

次に、連結決算について今後の見通し、各財政指標の見通しのことについてであります。夕張市の財政破綻を受けまして、従来の普通会計を中心とした収支の指標に加えまして、公営企業、公社、第3セクター等を含めた財政指標の公表と、財政破綻前の早期是正制度を導入した地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、本年度から施行されまして、この法律に基づく平成19年度決算における各種財政指標を9月定例議会において議会報告をいたしまして、広報及び町ホームページによって公表を行ったところであります。

改めまして、ここで報告させていただきますと、一般会計における実質赤字比率及び特別会計を含めたすべての会計における連結実質赤字比率はいずれも黒字であり、赤字比率は算出されておりません。一部事務組合を含めた借入金の返済額を指標化した実質公債費比率は21.0%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。将来負担比率は全会計、一部事務組合、第3セクターを含めた実質的な負債の割合を示す指標であります。本町は187.6%でありまして、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っておるところでございます。いずれの指標も早期健全化基準を下回る状況にあります。財政の健全性は確保されておるということでございますが、実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、決して低い数値ではなく、今後ともさらなる健全化に向けた取り組みが必要であると認識をいたしておるところであります。

このような状況で、各指標の見通しであります。実質公債費比率につきましては今後減少を続け、平成23年度には17.3%となり、地方債の借り入れに許可が必要な18%を下回る見通しとなっております。

また、その他財政指標につきましては、現在周防大島町総合計画の第2期自主計画を策定中であり、また、平成21年度予算の編成中でもあります。これらを元に、中期の財政見通しを立てながら、次の段階の指標をお示しをしたいと考えております。

農業被害対策についてでございます。

既にその補助金やその単価につきましては御承知ということでございます。ちょっとあの、頭数だけ申し上げておきますと、特にイノシシの被害が甚大でございまして、町全体で大きな問題となっております。

被害対策といたしましては、猟友会に委託して駆除を行っておりますが、平成19年度で156頭、今年度は11月末で既に165頭、これは旧町別で申し上げますと、大島地域が58頭、東和地域が88頭、橘地域が19頭捕獲をされております。

なお、県等の補助でも対応してるところでございまして、被害は町全体に広がって、対応に非常に苦慮してをしておるところでございまして。これをどのようにしてから、ちゃんとした駆除をするのかということになりますと、議員さんがもう既にその単価や財源内訳は御存知ということでございますが、やはりこの捕獲費用がある程度確保されなければ、まあ確保されなければ総額のもんではなくて、1頭あたりの単価についてですね、ある程度の費用を計上しなければ、なかなか皆さんに「獲ってください」と言われてもですね、この、私も現場でお聞きしましたが、このイノシシを駆除するって言うのは非常に大変なものでございまして、実は1頭5,000円であってということになっておるんですが、1頭5,000円からイノシシを駆除してくれって言われてもですね、非常にまあ困難な問題であろう、また、それだからどンドンドンドン駆除が進むというふうにも思っておりません。県・町・JAとでから出し合っておるわけですが、他の団体にも呼びかけまして、もう少しその単価が上がって、皆さんがその駆除に積極的に参加いただけるような体制を作ってまいりたいと、検討してまいりたいと思っております。

そんだけやったんですかね。

議長（荒川 政義君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 広田議員さんの公営企業局の体質改善について、御質問にお答えいたします。

広田議員さんのおっしゃるとおりでございます。私どもといたしましては、町民全体の医療を第一に考えておりますが、反面企業としての経営も考えていかなければなりません。安心・安全の医療を提供してまいります、努力をいたします、そういった意味で、まず新採用職員に公務員としての意識、また医療従事者としての町民への奉仕、経営への参画等を含め、研修会を行っております。

そのほか、病院長、看護長、事務長会議、医者を含めて全体会議、看護長会議、これは毎月1回、医療技術員会議、院長会議、事務長会議を開催し、職員と意思の疎通を図っております。会議時にはまず町民への医療、その他、節約するところはなるべく赤字を出さないよう指導しております。

患者さんに特に密接的な、接する看護師については、言動を気をつけて優しく明るく笑顔をも

って看護を行い、患者さんにサービスするよう強く指導しているところであります。

また、特に患者さんに接する機会の多いケアマネジャーに関しましても、接遇を含め会議を開催しております。患者さんのためのケアマネジャーとして自覚を持って欲しいということで指導を行っております。

今後も、総務部と各施設間の温度差がないよう、意思の疎通を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 椎木町長の政治姿勢についての項について、再質問したいというふうに思います。

地方自治体そのものがですね、基本的にはいわゆる下部機関になったら非常に誤りが大きいというふうに思います。といいますのが、実際に財政的な締め付けの中で、この間かなりの部分が国の言いなりになっている部分が多いというのは、各部長さん方、また町長さんほか皆さん感じているところじゃなからうかというふうに思います。その中で、今、国はいろんな面で迷走を続けているのは事実です。いいますのが、どこにポイントを置くのかという部分が、非常に不明確なんです。ですから、総理大臣が前の日に言うたことが、翌日に変わる、これはまさに迷走の最たるものなんです。そういう状況であったとしても、地方自治体はきちっとした町民の立場に立った運営を日々していく、これが仕事なんです。そこをまず聞きたいと思うんですが、例えば国が言ったからしょうがない、いう政治姿勢なのか、国が例えそういうことを言ったとしても最終的には町長という責任において、それは従わなければ結果的にはならない部分、これは大きいと思います。しかしですね、基本部分として町民の意見を対比しながらそのことを国に対して物申していくというのが、おのずと政治姿勢として変わってくるわけです。いいますのが、例えば福祉の問題であれ、艦載機移駐問題であれ、何であれですね、基本はやはり町長という職業、職業という言い方おかしいですが職責、これはですね、あくまで地方自治体、そこに住む住民の声を聞いて仕事を行っていく、これが地方自治法上も憲法上も最たるものなんですよ。その立場を県にしっかり聞いていって、その声を反映するために、国に対して努力していくかいかないかはですね、私は4年間によってかなりの差が出るというふうに思います。特に地方自治体においては、本当、民主主義が問われる、今、時期に来ております。中で町長自身が、国が言うことと町民が言うことが乖離したときに、どういうふうに町民の声を取り上げてやっていくか、対応するかというのは、これは根幹にかかわる部分です。その点で、町長はどのように対応していくのか、いわゆる俗語でいえば、これは国が決めたんだからしょうがない、仕方がない、町民の皆さんあきらめてください、という立場に立つのか、どうなのかというのが首長に問われるところなんで

す。再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 周防大島町はいかに小さな自治体といえども、その一つ確固たる自治体法人でございます。国の下請けをやるというふうな気持ちはまったくございません。下請けはだめだというのは、議員さん言われるとおりだと思います。

また、町民の立場に立った行政を進めるのかということでございますが、これもまったく、至極当然のことでございます。町民の皆さんの御意見、御意思を体現しながらそれを町政に反映していく、しかしながらおのずと国の役割、県の役割、市町村の役割というのはございます。例えば、国の言いなりになるかならないかといひましても、国のほうで法律ができてしまったものをですね、私たちはその法律を曲げてまでその市町村の意見を通すということは、はっきり言って不可能なこともございます。

しかしながら、その法律に対してでも、その市町村の意見を集合して、国に対してぜひともこういうことは市町村向けにもう少し修正してはどうかというふうな御意見はぜひともその町民の意見を他意としながら、進めて意見は申してまいりたいと思っております。

そういう意味からいたしますと、町民主人公の町づくりと言われておりましたが、当然その、私は町民の代表者として町民の皆さんの意見を聞くということがまず第一であろうと思っております。前町長もそういう政治姿勢、要するに町民こそ町づくりの主人公である、というのが前町長の姿勢でございましたが、まあ前町長から言えば25歳ほど若うなったわけでございますから、できるだけ町民の皆さん方の中に入って行ってから、皆さんの声を聞いてそれを体現していきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もうあの、町づくりの視点としてですね、下請け機関の立場に立つつもりはないということが言われ、もう一方で、町として法律の範囲において、いわゆる法律的拘束は当然かかるわけですから、そら当然、法に基づいて執行するわけですから、そら当然ですが、実際的には判断を求められる時は個々ある、たびたびある、いうふうに思います。そういうときに率直にあくまで町民の声を聞いて行ってですね、進んでいくかどうかが問われるというのは今から、この今後4年間にはかなりあると、局面局面がですね出てくるというふうに私は考えております。その点ではですね、最後まで町民主人公のスタイルを貫いていただきたい、それは何かというと、一つは説明責任を果たすことなんです。いわゆる地方自治体としての説明責任を果たしていくこと。今までややもすれば、平たい言葉で言えば、議会の承認をもらうたからいいよというような、そういう対応ではなしに、たとえ間接民主主義であったとしても、常に町民、私たち議員一人一人はですね、町民がバックにおり、町民の声にこたえていわゆる議員として仕

事をしていくわけですから、そういう意味では間接民主主義なんです、実際的には町民は、なかなかいろんな議員さん方に声を届けること自体もう困難な場合が多いわけですから、実際的にはあくまで町民の声をしっかり聞くという点がですね、非常に大事ではないかというふうに思います。

その点では、ぜひ、今言われましたように説明責任をふくめてですね、しっかり町民のほうを向いて、お、この町長さんはいわゆる町民主人公の町づくり、体現しているなどと言われるようにね、努力を求めておきたい、いうふうに思います。これは説明責任の分野でですね、ぜひ提起しておきたいと思います。答弁があったらお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） ごもったもなことだと思います。そうは言いましても、小さな町であったとしても、行政が住民に本当に説明が行きわたっているか、住民の皆様方が行政が今何をどういうふうにしておられるのかというのがなかなか理解されてないということも、まあ私もその今回の選挙戦を通じてから実感として感じたところもございます。ぜひとも細やかな説明をして、説明責任を果たしてまいりたいと思います。いま、お話がありましたように、当然、間接民主主義でございますので、議会承認が一番大事だということはこれは当然のことでございますが、あ、議会で通ったから、住民の皆さんもすべてわかっておるんだというふうな形のものとはならず、ぜひとも住民の皆さん方にも細やかな説明を果たしてまいりたいと思っております。要するに、今までやはり広報とか公聴制度というふうなものに、もっと力を入れるべきであったんではなからうかというふうにも考えております。

もう1点はお願いでございますが、ぜひとも議員の皆様方も住民によく御説明をいただきますように、よろしく皆さんとともに一緒に住民が納得いく行政を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まあそういう意味ではね、確かに不自由な部分、出てくるかもわかりません。例えば議員としての広報活動はいったい何なのかという点ではですね、配布枚数の能力とか、それぞれ皆さん方はいわゆる行政ネットワークあるわけです、自治会があるわけですから、当然、それもあれば回覧というスタイルで皆さん方のやっていることは伝えられるわけです。

しかし、議員個々はですね、そういうネットワークがないわけですから、自分の能力に応じて広報活動をするという範囲になりますから、そりゃ十分、不十分ありますが、それはそれですね、議員個々は選挙が済んだあと、しっかりやっていかにやいけんことだというふうに私は認識しておりますから、その点ではですね、御心配はいらないというふうに思いますので、よろ

しくお願いいたします。

もう一つがですね、汚職腐敗のない点、これも当然だということです。いままでもずっと、どの町長の時代であったとしても、当然だという答弁が帰ってきております。それがいつの間にか、年数がたつとそれが失われる、これが非常に怖いというのが実態なんです。私は、私自身もいつも肝に銘じておるんですが、清潔さはどこで保つかということなんですよね。それは安易に妥協しない姿勢、これが大事ではないか、例えば昨日もあるところいったら、本当に選挙が基本だということを盛んに言いよりました。といいますのが、しがらみ選挙があると、どうしても借りを返さなければならない、言う発想がおきます、人間社会の中にね。そしたらしがらみ選挙を通じて行われると、結局は変な格好になっていくという恐れがあるわけです。今回振り返ってみても、例えば政策選挙、これはやられたかどうか今後の民主主義に、かなり大きな部分を含んでくるというふうに私は考えております。その点では、私は選挙態勢、町長の選挙態勢はどうであったかわかりませんが、実際的には選挙戦でいわゆる政策選挙、いわゆる自分の政策を訴えて、町民に真を問う、この機軸が一番大切じゃったわけですね。その点で、選挙戦を通じてもしがらみ選挙ではない、本当に今から先、汚職腐敗のない政治を追求していくんだという立場で捉えておってよいのか、再度聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 私が今、町長に当選させていただきましたが、それに対してしがらみのない選挙で、なおかつしがらみのない行政を進められるのかどうかという御質問でございますが、突然振って湧いたような、まあ選挙に出馬するということになりまして、大変、時間的なものもなく、またまったくそういう選挙のプロといわれるような方の応援もなく、素人の手作りのような選挙でございました。ずっと訴えてまいりましたが、特に大きな支持、支援団体もなく、その中で当初どのようにしてから私の政策を訴えていけばいいのかということもありましたが、少しずつ、まあ要領も得たんだろうと思いますが、実は町内15カ所ぐらいで、ミニ集会を昼夜やらさせていただきますたり、また、選挙戦では該当各自治会、まあ全部じゃなかったんですが、特にそのある地域では21カ所ぐらいの街頭演説もちゃんと人が集まっていたかまして、やらさせていただきました。当然その、そのような前でお話するんであれば、当然、私の政治姿勢とか政策を訴えなければならないということございまして、特にそのしがらみのある人だけが寄ってきてからやった中わけではまったくございませぬし、くどいようですが、まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、確実に、この私の政策を実行していこうということを訴えてまいりましたので、ぜひともそれを守って、4年間やってまいりたいと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、椎木町長の政治姿勢の体制の最後の点の4点目、副町長に

かかわる部分で、町長のほうは地方自治法を引用して答弁がされました。副町長の仕事、それで資質については、地方自治法の方を體現できる人、これが資質だということで答弁がされたというふうに思います。この点では、地方自治法は皆さん方のいわゆる柱となる部分だというふうに考えておりますから、それはそれでいいんですが、大事な点はあらゆる法律等から、私は、運営していかんと副町長の人事、特に大事だと。例えば副町長にしる町長にしる、公務員も当然憲法擁護義務もありますし、いろんな義務があります。そういう中で特に大事な点が、例えば地方公務員法をきちっと捉えて、やっぱり的確にやっていく、また労働基準法もあります。ややもするとですね、労働基準法をまったく知らない人がいわゆる副町長になったらですね、そこに働く職員は非常に不幸であります。例えばいろんな形でですね、私は副町長は大事なポストだというふうに考えとります。例えば今具体的に述べましたようにですね、労働基準法、あらゆる法律がですね、出てきてまいります。それをいちいちですね、町長がそれに基づいて例えば労働組合法がある、基準法がある、そしてまた地方公務員法があれば、いわゆる大事な財政で言えば地財法あり、いろんな法律がですね、がんじがらめにある中でですね、実際的にはそれを周防大島町に適した方向で運用していかんとですね、ややもすれば紋切り型の中身に入っていくんじゃないかというふうに思います。その点ではですね紋切り型ではなしに、やっぱり町民の方向を向いてしっかり仕事をする、そして町職員のほうを向いてしっかりする仕事、そして、町の職員とですね、いわゆる町長の間をきちっと持って仕事をする、このことを體現することが基本的にはですね、資質に、大きな資質の一つになるんじゃないかというふうに考えとりますが、それが1点、再質問の項とですね、実際的にはですね、例えば先ほども言いましたが、地方自治法の改正の中で例えば特別職であっても収入役は置かなくていいようになりました。そして、実際的には副町長という名前の変更とともにですね、ある面、いわゆる増部分、増部分といたらおかしいんですが、いわゆる権利の行使の増部分、これが増えてきたことも事実ですし、実際的にはそういう流れを通じて採決……まああらゆる分野でですね、副町長の権限が拡充したというのも逆に矛盾として、逆にあります。その辺についてのですね、認識を含めて、実際的には、副町長自身は設置しようとしておるのかどうなのか。

それともう1つはですね、設置するとしたらいつごろ議会に提示しようとするのか、少なくとも、今そういう考え方はまとまってないという時期なのか、率直な答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 副町長のことですが、副町長の資質につきましては、それは議員さん仰せのとおりだと思います。私の政治姿勢や行政に対する向き合い方と、同じ方向性を持った方がいいのではないかと考えております。

また、さらに私に欠けておるものを十分持ち合わせておる方がいいのではないかと考えております。

それで、副町長の仕事としましては、新たにその長の命令を受け、政策及び企画、あ、すいません。長の権限に属する事務の一部について、その委任を受けて、その事務を執行するという、まあ新たな地方自治法の改正の部分が入ってまいりました。今のところ、私が副町長の間はそういう委任は受けていなかったわけですが、そういうことを委任して、副町長にさらに大きな権限を持たせるということもできるという法改正でございます。そうしますとますます副町長というのは職責とすれば大事な職責になるんであると思うっております。

いつ、選任を出すのかということですが、実は皆さん、御存じのように11月の14日私たちは議員さんとともに新たに就任したわけですが、それから臨時会と、この12月定例会はずっとそれから続いておるような状況でございます、まだそこまで思いが至っておりません。できるだけ早く、そういう副町長が、町長を補佐していただけるという方を選任したいと思っておりますが、もう少し熟慮させていただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 町長の選任案件にですね、具体的に踏みこむつもりはありません。

しかしですね、副町長を置くということ自体が今の財政状況の中で、いろんな町民間でも議論があります。言いますのが、率直に話としてですね、副町長を置かなかつたら年間1,000万円の節約ができるとか、で、部内から上げたらいくらの節約とか。そういう議論を含めて町民の中にですね、いろんな議論があります。これは私もいろいろ聞いておりますが、実際的には町長が実際的に議会に提案することですから、基本的にはまとまったときに議会に提案するという以外にないんですね、そらそれでその答弁の範疇以外にはありませんが、まあ実際的にはよく考えていただきたい。特に私がいま指摘した、副町長の選任においてはぜひとも、あらゆる法律があります。特に地方自治体を運営していく、運営ですね、実際的には、いわゆる2万の町民と職員数、把握して、実際的には町長に続いて、実際的には運営していくわけですからかなり重たい職ということはですね、私が言うまでもないというふうに考えております。

ぜひですね、まだ時間は十分あります。置くことも置かないことも、いつ置こうがいつあれしまししょうが勝手なことですが、ぜひともですねいろんな声を聞かれたらよろしいのではないかとこのように思います。

次にですね、地方財政のあり方について議論をしていきたいというふうに思います。実際的にはですね、私がずっと、この合併後見ておって苦慮しているのが、実際的には地方財政論議です。本当に地方財政を知ちよる人ならですね、もっと考え方が違うんじゃないだろうか、というふうに私は思います。と言いますのがですね、先ほどちょっと出たかもわかりませんが、本来なら仕事

量と税収部分ではですね、基本的には逆転しちよるわけですね。それがわかっておりながらあくまで地方交付税というのは地方に代わって、いわゆる収入を税として得て、それをですね、配分する、これが地方交付税の考え方であります。そしてこれは、再配分という格好ですね、実際的にはあります。ま、そういうことと合わせてですね、実際的にはこの間、かなり、地方財政の締め付けということで、例えばさっき答弁された額で言いますと10億円あまりがカットされたというのが実態であります。それでそういうなかでですね、椎木町長はどのように訴えられたかわかりませんが、例えば1年間で2億を超す金額をカットしておいてですね、実際的に1年間、いわゆる16年ベースでですね、毎年毎年のように2億から3億近くが削られてですね、地方財政を、その上での地方財政を議論するということができればですね、私はもっともっと町民の皆さん方も、理解が得れるんじゃないかというふうに思いますが、その中身がですね、あまり広報活動を通じてやられてないだけにですね、実際的には地方財政の状況がですね、実際は厳しいんだ、厳しいんだ、いうんしか伝わってないというのが実態であります。地方財政を含めてですね、広報活動、財政当局含めてですね、いまの実態をどう見るかという点はですね、ただ単に厳しいんだ、厳しいんだと言うかたではですね、町民の皆さん方は錯覚を起こす、いうふうに考えますが、今後の課題として周防大島町、例えば地方自治法上は年に2回ですか、年に1回か、公表義務がありますが、それ以外にですね、きちっと周防大島町の財政状況を、いわゆる客観的側面として伝えていく広報活動、これについては私はやっていく必要があるというふうに思いますが、その点について聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 地方財政の状況を町民の皆様が実態的を本当に把握してないのではないかと、はっきり言えばその、広報が不十分ではないかという御質問でございます。

地方財政の公表っていうのはこれは法律に、自治法に義務付けられたものから、年に2回やっておりますが、数字を見るだけでは非常に難しいということも否めないところでございます。これは全国の自治体ではいろいろ工夫をされてやっておるようなところもございませう。私たちもこれからそういう先進的な自治体の広報活動等も十分検討、見習いながら町民の皆さんが見て少しでも理解が進むような、数字だけではないようなその広報活動にも進めてまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 広報活動をやっていくということで、ぜひ期待しております。ぜひですね、地方財政非常にわかりにくいですが、周防大島町の財政状況も、実は公表しだしたらきりがなくらいの財政指標があります。そしてまた、財政状況がありますからぜひお願いしておきたいというふうに思います。

次にですね、例えば先ほど若干答弁がありましたので、若干再質問しておきますが、町民主人公の町づくりの体現の中でですね、実際的にはどうかといいますと、例えば財政に関していえば基金というものがあります。例えば、私も選挙中訴えましたが、実際的には財政調整金、いわゆる急に財政が厳しくなったときに活用していくという前提での財政調整基金がありますが、今、地方財政がこういう状況であってもですね、私は財政調整基金を活用すればですね、いわゆる町民の要求にこたえていける財政が組めるという点で指摘しております。例えば財政調整基金で言えばですね、柳井市と比較したときに、柳井市は実は財政調整基金残高が6億余りなんです。で、先の議会の補正論議の中で明らかにした格好、これは私は選挙中は19年度末の財政調整基金残高を使いました。13億という数字を使いました。そして先ほど出たのは、初日に出たのは13億7,000円余りという数字が出ました。ほいで、実際的には私が見ておると今の状況的でいくとですね、合併後、10年後、これから始まる、いわゆる交付税の減額、合併10年後ですから平成26年から実際的には交付税の減額が始まるというふうに認識しておりますが、確かに厳しいという事はありますが、実際的にはやっぱり基金の活用、これもですね、大事な課題ではないかと、先ほど人の答弁にもありましたように、実際的には身近な環境整備とかですね、そういう点をやっていかにやいけん、そんな時にはすべて一般財源部分が多いわけです。そういう時には当然ですね、基金を取り崩してというのが一つの財政の考え方になるかというふうに思います。いまあの、基本的には概算、いわゆる来年度予算編成の概算をやっておるときではないかというふうに思いますがですね、あの、基金の活用についての認識について財政論議の延長線上の議論としてですね、聞いておきたい。それは財政担当でもいいですから、聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 基金の活用についての御質問でございますけども、確かに議員さんおっしゃるようになっています、財政調整基金、約13億7,000万でございます。で、柳井市と比較して柳井市が6億円で、周防大島町の状況からして多すぎるんじゃないかというような議論だろうと思います。で、これを活用してということだろうと思います。で、いま、確かに予算編成、21年度の予算編成へ向けて作業を行っておりますが、町長が政策に掲げております住民に密着した政策、これからいろいろ予算組み立てていくところでございますけれども、私ども財政の考え方いたしますと、先ほど議員さんおっしゃったとおり、合併後10年たちますと、本来、周防大島町がもらうべき地方交付税に順次5年間かけて減額をされてまいります。その減額されるのが、今の見通して約11億円の減額、地方交付税が減額になるという見通しでございます。ですからそこら辺りを踏まえていかに今後持続可能な財政をやっていくかと、で、当然その時期になりますと、いまほどの定年退職といいますか、そういった職員の減もないということで、そう

いった人件費の削減等も不可能になってくるというようなことになると、それなりの基金は持っておかないと非常に財政的に厳しくなる、そういった見方もっております。ですからそこからあたりを踏まえた予算編成なりを行って基金の運用等もやっていきたいというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） あと1分です。

まあ実際的にはですね、ぜひ、財政論議を町民がわかるような財政論議をぜひ提起しておきたいというふうに思います。

それと合わせて最後ですが、イノシシ対策についてはですね、先進地、よく調査していただきたい。先進地という言い方おかしいですが、瀬戸内海で言えば倉橋とかそういうところがかなりですね、長年にわたって苦勞しておる自治体だというふうに認識、また最近では岩国市がそういう自治体になっております。ぜひ、またイノシシ対策として有効なのはシシ犬、いう面もありますね、その点も検証していただきたいというふうに思います。

また、公営企業局についてもですね、ぜひいろんな言われ方がされますが、本当に町民が利用するという大前提で引き続きですね、より良い病院、より良い老健施設、そしてまたそれ以外の運営もですね、ただ単に赤字・黒字だけの論議ではなしに、きちっと町立病院にふさわしい、いう提起をして一般質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 以上で広田議員の質問を終わります。

.....

議長（荒川 政義君） 次に、10番、尾元武議員。

議員（10番 尾元 武君） 私は今期の定例会におきまして、通告のとおり2点につきまして質問をさせていただきます。

その前に、椎木町長におかれましては、激しい選挙戦を勝ち抜かれまして、見事当選の栄に浴されましたこと、まず持って心よりお喜び申し上げます。長年の町行政に携われた経験を生かされまして、幸せに暮らせる町の実現に向けまして、その手腕をいかに発揮されるよう期待するものであります。

それでは質問にうつらせていただきます。

まず1点目は、先ほどから出ましたイノシシの対策についてであります。

先ほど、倉橋につきましての話がありましたけど、そちらのほうのホームページに、その習性につきまして、「田んぼのほうではですね、稲穂が出揃ったところに集団でやってきて穂を食い荒らしたり、泥浴びをしたりするため、一晩で稲が全滅することもあります」という一説がありま

す。まさにこの時期に選挙戦を迎えておりました。で、住民の皆さんからですね、イノシシにつきましてはぜひとも町からも前向きな対策をいただきたいと、そういった声を背にし、本日の一般質問に至っております。

その、まずイノシシ対策であります。東和地区でイノシシが確認されて以来、いまや沖浦地区のほうでもしっかりと確認されております。その行動範囲は周防大島全土に及ぶ勢いをもっております。イノシシの存在が確認されたのは、合併前の平成14年か15年であったと記憶いたしております。その後、関係方面の御努力により、捕獲対策等に積極的に取り組まれているところではございますが、年々その捕獲頭数は増加しているように聞いております。幸いにしてまだ大きな被害を被ったとの話は聞いておりませんが、イノシシは繁殖力が旺盛といわれておりますので、その数はますます増加すると懸念いたしております。イノシシは田畑に侵入いたしまして、農作物を根こそぎ食い荒らしたり、また石垣を崩したり、水路を埋めたりすることもあり、土砂災害の原因となることもあると聞いております。

また、他の市町村では最近、家庭から出るごみなどを食べるために住宅付近に現れ、昼夜を問わず人間と遭遇するケースが増えているとのことであります。このようなイノシシ被害を防ぐために、町としてもさまざまな取り組みがなされているとは思いますが、その状況と今後の対応についてお聞かせいただきたいと存じます。

次に、商工会への支援について御質問いたします。景気が好調なときの波及効果はなかなか地方には及ばないものであります。不景気の場合、その影響は直ちに地方を直撃いたします。御承知のとおり、欧米の金融不安に端を発した100年に1度といわれる世界的な経済危機は、日本経済にも大きな影響を与えまして、まさしく本町の商工業者をも直撃いたしております。経営者が高齢で、また後継者もなく、近隣大型店への購買力の流出により売り上げ不振なども加わり、中小零細な町内商工業者の経営環境は深刻なものとなっております。このような状況の中で、商工会の果たす役割は、ますます大きく、また重くなってきております。

しかしながら、ただいま申し上げましたように、町内商工業者の経営環境はまことに厳しく、商工会への会費の納入もまたままならず、脱会を希望する会員も多くあるやに聞いております。商工会からの脱会は、すなわち廃業を意味するものであり、近所のお店がなくなれば地域住民は普段の生活に困るということが多々発生いたします。地域の店を守るためには、町民生活の安定に欠かせないものと判断いたしております。そういったことから、商工会の果たす役割というものは非常に大きく、また重要であると考えております。毎年、多額の補助金を商工会に対し支出いただいていることは承知いたしておりますが、商工振興、また商工会の支援について、町当局はどのようにお考えか、その見解をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 農業被害につきまして尾元議員さんにお答えいたします。

先ほど広田議員さんからもお話がありましたが、有害鳥獣、特にイノシシの被害については、町全体で大きな問題となっておるところでございます。被害対策といたしましては、先ほども申し上げましたが、猟友会に委託して駆除に当たっているというところでございます。実態といたしますと、平成16年度には28頭の捕獲でございましたが、17年からは77頭、18年は109頭、19年は156頭、今年は11月末で既に163棟が捕獲されております。こうしてみると、今後もまだまだ増加傾向にあるというふうに思われまして、被害が町全体に広がり、対応に苦慮しているところでございます。先ほど、広田議員さんからの御質問にもございましたが、いろいろな国や県、JA等の財政支援や、また、捕獲する方の人材の確保っていうのも非常にまあ難しい問題となっております。やはり、イノシシっていうのはその小さなものでないんですね、余りその誰でも彼でもちょっととりに行ってからとってくるちゅうわけにはいかんらしいんですね、それでまあ非常にまあ捕獲する人数の確保っていうのも難しい状況にございます。

しかしながら先ほど、広田議員さんにもお答えいたしました。やはりその捕獲する費用に対するこちらからの助成っていうのも非常にまあ少ないんじゃないかという気もいたしております。まあ、金が高かったらえっととってくれるちゅうわけでもないんかもわかりませんが、それでもイノシシっていうのは100キロを超えるような大きなもんもございまして、また、その家の近くでわなをかけるわけでもございませんので、その労力たるや、すごく大変なものだというふうに聞いておりますので、そこら辺の支援もしながら人材の確保も進めていかなければならない、これは単なる町だけではなくてJA等また県等も協議を進めながら、できるだけそういう支援を拡大して、捕獲者の確保を進めてまいりたいと思っております。

次に、商工振興、商工会への支援についてでございますが、まず周防大島町商工会におかれましては、平成18年4月の合併以来、町内の商工業者に対する指導、助言、これらを始め、地域の活性化に向けた活動を積極的に展開され、本町商工業者の発展に大きく寄与されておられますことはまことに御同慶であり、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、現在の世界的な金融危機は我が国はもとより、町内商工業者におきましても深刻な問題でございます。

また、本町が少子高齢化問題を抱える中において、昨今の経済情勢が相まって、本町商工会を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあるというふうに認識をいたしております。町といたしましても、人口減少や少子化、高齢化、経済のグローバル化の進展など、本町を取り巻く環境が大きく変化する中で、周防大島町の将来像の実現に向けて、商工会や事業者の皆様方と連携して、商店街の再生による賑わいの創出に務め、既存の各産業の着実な振興を図る等の元気のある町づく

りを目指しているところであります。合併以前より、商工会に対する補助金の交付を行っておるところではありますが、最近3年間の補助金額を申し上げますと、平成18年は1,319万2,000円、19年度は1,300万円、そして20年度は1,250万円の補助見込みであります。今後、商工会におきましてはさらにその果たす役割が、ますます大きく重要となってくる中、経営改善復旧事業や、行政及び各種団体との連携による各地域イベント等の協賛実施によります商工業並びに地域活性化を図られますことに対しまして、町といたしましても引き続き支援を行ってまいるところでございますが、今後とも町と商工会とが密接な連携をとりながら、町内商工業の振興に務め、ひいては町民生活の安定の向上を目指してまいる所存でございます。

ひとつ申し上げたいんですが、既存の商工業者を支援するというのも非常に大切なものであろうと思います。しかしながら、事態はどんどん変わっている状況でございます。新たな商工業へのチャレンジということも必要になってきている時代ではないかと思っております。従来型の商業だけを支援する形ではなくて、新たなものにチャレンジすることに対しましても、どういった支援が町としてできるのか、また、いろいろその業種によれば、転業というようなことも考えられるようなものも出ておると思っております。ぜひともそういうこともいろいろな制度等を活用し、また町の方も、支援を拡充して参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。商工会の方にもぜひとも、御努力を賜りたいと思っております。

議員(10番 尾元 武君) まずイノシシ対策の件であります。やはりですね、これに関しましては捕獲中心の対策、その強化に当たっての一頭当りの単価について、上げて頂けるような勢いでお言葉をいただきましたけど、実際、やはり駆除に当たって本当に大変という声を聞いております。そういった中でですね、やはり労力に対して、しっかりと、なかなか生き物をやっぱり駆除っていうのはやっぱりこう、あんまり誰もが好む仕事でもありませんし、そういった中でですね、人材の確保も確かに難しいとお聞きしておりますが、逆に地元の猟友会プラスですね、山間部ですね、イノシシに対しての、結構、知識のある猟友会というか猟師と申しますか、そういった方々との勉強会等も踏まえてですね、より効果のある、例えば狩猟の仕方とか、私の知ってる限りでお聞きしたのがですね、例えば食肉にいずれ将来的に使いたいという、猟をされる方の話かも知れませんが、やはり犬を使って、例えば川に近いところまで追い込んで殺すと、まあ殺してしまう、駆除するということですね。そういった形で、処分をする。また、どうしても100キロ級のを山間部で駆除すると、その処分に困ると現状もしっかりあるという中でですね、現時点では何か話に聞けば、埋めてしまう、穴を掘って埋めるのか、イノシシに泥をかけるという手段かはわかりませんが、そういった後々の最終的な処分段階にも、いろいろ困るところまであるとお聞きいたしております。そういった中でですね、そういった専門にイノシシを駆除している猟友会等でもですね、勉強会等の開催とかちゅういうのはいかがなものかと

思っております。で、今、ちょっと挟みましたが、イノシシを、肉を食用としてですね、例えばブランド化するというのもまた、ある意味一つの手じゃないかなと感はいたしております。

また、一般の被害を被った自治会、住民の皆さんの被害対策防止としての捉え方ではありますが、これに当てですね、例えば、風評でなく、今、現況としてどの程度の年々被害があるのか、そういったところを今、農林課の方で窓口はあると思いますが、そちらの方で現地に出向いての実質的な調査等がなされているのだろうかということでもあります。

J A関係とはですね、国・県を通して連携も進んで行っているということでありました。更なる農地の荒廃を防ぐという部分もありまして、なおかつ、本当に稲穂が実り収穫前になって本当に泥浴びをされるということは、まったくそれまでの労力をすべて無にしてしまうような、生産意欲すらなくするという現状を招いてしまっている現状を直面したわけでありました。そういった中ですね、踏まえてのことではあります、より一層、農家の皆さんがこれからいろんな形で対策を取ろうという方向ももちろん生まれてくると思いますが、それに対してしっかりと行政の方からも窓口を設けた形での対処も欲しいわけでありました。そういった中で、再質問の内容としてですね、具体的に申し述べればですね、先ほど言いましたように、駆除した食肉についてのこと、また勉強会の件ですね。それかつ、実質的に被害防止を推進していく中にも、そういった被害の関係者に対する補助、そういった部分に関して現在行なわれているところと、より一層今後どのような形で、推進していきたいかという方向性とですね、その辺について再質問いたしたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 齊藤産業建設部長。お昼を過ぎますが、このまま一般質問を続けてよろしいですか。はい。お願いします。

産業建設部長（齊藤 正明君） イノシシ、特に有害鳥獣ということで、全町的に広がっていることに関しては十分承知をしておりますし、地域からいろんなその情報源とかありましたら、商工会の方で直ちに現場に行きまして、こういった対策をとったらいいかということでいろいろと指導している状況でございます。

なおかつ、先ほどちょっと町長が触れておりますが、県よりの補助事業としまして、鳥獣被害防止施策等整備事業ということで、防鳥ネットとか、それからイノシシの柵とか、そういったことに関しましても、補助を現時点で考えております。現在、20年度の予算で999万9,000円ほど予算を掲げております。これについては、県、町、J Aの補助等を入れております。

それから、有害鳥獣の捕獲事業の委託料で、先ほど1頭、イノシシ、5,000円、少ないんではないかというような話も出ておりましたが、これについては21年度の予算内でできるだけ、近隣市町村の状況、それから対策、協議会等いろいろと相談申し上げ、なおかつ、実質に獲って

いただける人の声も聞きながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、狩猟免許の取得についても、これ、どなたが取ってもいいというふうにはいきません。免許が必ず要りますので、その点の補助としまして75万7,000円ほど現時点で補助を、20年度考えております。

それから、イノシシを犬で追いまして、川のところでというような話もありましたが、これについても、残弾、弾代の補助ということでも、補助を5万円程度組んでおるんですが、補助をしております。

それから、ちなみに20年度の狩猟者といいますが、免許を持っておる方が現在56名、こないだ第一種、銃の保持者ですが、16名と罾の猟で47名、まあこの方も高齢化といいますが、いろいろと人数が減っております。特に、うちのほうで指導して、できるだけこういった方を呼びかけて人数を増やして対策に乗り出したいというふうに思っております。

それから、イノシシを、肉をブランド化ということをちらっと話が議員さんから出ておりますが、これはなかなか難しい範囲で、肉そのものもいろんな寄生虫とかいろいろなことがございまして、これについては先進市といいますが、呉とかそいったところの状況をいろいろ判断しながら、進めていきたいというふうには思っておりますが、なかなか難しい問題がございまして、年間通してイノシシを獲ったら食べられるかということもございまして、猟期が定められて、いろんな寄生虫の発生とか、いろんなこともかんがみながら、やっていかなきゃいけないというんで、現実的には、現在、捕獲して何らかの処置で殺して、埋めておるといのが現状なんです。なかなかこれ、難しい面がございまして、罾にかかっても100キロぐらいのイノシシが暴れて、いろいろな問題がありましてですね、どうして殺すかという話で、じゃあ銃で打つんかまたこれ、かかったのを銃で撃つ訳にはいきませんし、いろいろ法の規制がございまして、かなり、狩猟される方が苦労されているのが現実でございまして。

それと、現在ですね、国におきまして鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法というのがですね、平成20年2月21日に施行されております。本町もこの国が策定する基本方針に則し、被害防止計画を早急に策定して、国からの財政支援や人材の確保を図るよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議員(10番 尾元 武君) イノシシなるもんがですね、これは先ほど言いましたようにですね、倉橋の方の、呉市のホームページの参考資料なんです、大事なことはですね、中途半端な対策をとったらかえってイノシシに知恵や跳躍力などを能力を高めてしまうという、そういった現状もあるそうなんです。で、ここは入れないとしっかり諦めさせることが大切と。まあそれだけ結構、賢い動物のようです。数すら数えることができるんじゃないかと言われるぐらいに

ですね。で、そういった補助ももちろん行っているというふうに聞いております。

そして特にですね、この辺が私も周防大島で気になるところですが、隠れ家となる場所があったらですね、そこを住みかにして、本来が身を隠すところがないと生息しないような動物でもあるそうなんです。だから、そういった隠れ家があればそこで出産し、そこに居座るという形になりますので、どうもその辺もですね、住み良い大島の環境もあるんじゃないかなというですね、そんな考えをいたしましたので現地の調査等もですねしっかりお願いしたいところであります。

また、ごみを出す工夫等もですね、横見地区でしたけど、間違いなしにすぐ家のそばまで出てきております。そういった中で、簡単に急な崖とかも上がりますし、鼻で掘上げてですね、みかんの木に枝をかけて食い荒らしていると。狸のようにですね、おいしいのだけ食べるんじゃないんですね、ただ単に食い荒らしている現状を目の当たりにしたところでもあります。で、そういった人の食べ物に対してもですね、一旦こういったものということを知ればやはりどんどん降りてくる。だから山の中でハイキング等をして、決して食べ物を残さないように、そういった注意事項まで書いてあります。そういった中でのですね、イノシシに対する諸対策でありますけど、本当に繁殖力旺盛なイノシシであります。学習能力も高くですね、1メートル以上ジャンプするというですね、それだけの運動能力もあるような彼らでありますので、どうぞこれから本当にこれが繁殖するということが、農業従事者、特に高齢者が主体になりますが、そういった方々の、先ほどから申しますように、生産意欲が無くなるというのは、大きな問題じゃなからうかと。これからはですね、しっかりと前向きに対応していただきたいと思っております。

で、イノシシ対策に関してはもう最後のこととなりますけど、今後ですね、これまでも対策等に対応していらっしゃることは、よく重々分かりましたけれど、結果としてまだまだ被害が逆に広域に及んでいるということは、まだ対策が甘いという現況しか残っていないということでもあります。そういった中で、今後のですね、今は農林課で窓口があるということではありますが、そこにしっかりと、例えば有害鳥獣対策班というですね、そういった住民に分かるようにですね、住民からもですね、前向きに取り組んでいただいたという、窓口でそういったしっかりした班名を付けて望んでいただきたいと思うわけでもあります。それが意識の高揚を図ることによって、そういった意識の高揚を図ることによって対応していただきたい。また、防止柵等についてもですね、これまで以上の支援のほう、よろしくお願いしたいと思うわけでもあります。

で、もう一点の商工会についてでありますけど、商工会につきましては、本当に今、零細企業等、また先ほどのべました通りですね、厳しい状況下にあります。で、町長からも先ほど話がありましたようにですね、また新たな経営に向けてまた、経営革新等について、またそういった転業につきましてもですね、またいろんな支援をいただくところが、私たちにとっては商工会であります。また商工会のそういった革新支援、また金融税務、また労務等はですね、経営改善普及

事業等につきましても、私たちが提供いただく中に、しっかりと支えていただいている団体であります。町財政はただただ厳しいことは重々承知であります。そういった中でもですね、この度も要望書等も出ておりますけれど、中身、しっかり御精査いただく中にですね、今後ともよろしく御支援のほどお願いしたいと思うわけであります。

以上でございますが、最後に答弁というわけでもないですね。ぜひともよろしく願います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で尾元議員の質問を終わります。

.....

議長（荒川 政義君） 中村議員の一般質問が残っておりますが、このまま続けさせていただいていいですか。（「はいどうぞ」と呼ぶ声あり）11番、中村美子議員。

議員（11番 中村 美子君） 11番、中村でございます。新米議員がおこがましいとは知りながら、恐れも知らずに一般質問に応じました。難しいことはできませんけれども、私が気にしていることをここで申し上げます。

無保険者の子供たちについてということで、これに載せておりますけれども、国の方針でやはり市町村が、国民健康保険料1年以上滞納した保護者から、保険証を返還させています。その結果、無保険の子供が多数生まれましたが、厚生労働省が始めて実績を調査し、全国では3万2,900人にのぼる事が明らかになりました、と11月のある新聞に記載されていたのを目にしました。健康保険証が無ければ子供が病気になっても受診を控える恐れがあるのではと心配いたしております。私は周防大島町のある個人病院を訪ね、その実態を聞かせていただきました。やはり大島でも存在しました、ありました。その医師は「窓口で一旦、全額支払っていただいて、後で、医療費は戻ってきますが、全額支払いが高額になるので、受診を控える恐れがありますよね」と聞かされました。滞納所帯は保険証の代わりに被保険者資格証明書を渡されますが、保険料の支払いも難しい状態にある保護者にとっては、急な出費は重い負担でしょう。

保険証を取り上げられるペナルティは2000年度から始まりました。急増する滞納者を減らし、国保財政の健全化を図るのが狙いだと思います。調査を受けて厚生労働省は、子供が病気で医療費の一時支払いが難しいと申し出があった場合の緊急措置として、短期保険証を出すというものだったが、ただ医療機関に駆け込む前に、まずは市町村の窓口に行かなくてはならないのです。夜間や、休日にはどうするのか、受診者の不安は消えないし、受診の遅れを招くことにもなりかねません。

つきましては、国保を滞納した人の責任とは申せ、子供には罪はありません。滞納者の減少の対策はもちろんのこと、子供たちだけでも無保険状態を解消する独自の措置を講じることはでき

ないものでしょうか、御質問いたします。

次に、老齡化した家屋を何とかならないでしょうか。周防大島町も老齡化が急激に進み、空き家が非常に多くなり驚いています。その中でも、もう数十年以上も放置した家があります。その周辺には新築した民家もあり、強風が吹く度にトタンや板の千切れが飛び交い、壁の崩れの音がして近隣の人たちも不安に思っています。密集した人家にそのような老齡家屋が、老朽家屋があると困ります。台風が来たりすると、老朽家屋の瓦礫が飛んできます。非常に危ないです。家の持ち主は海外や、それから所在が不明、それから役場の職員の方たちにいろいろな現状をお聞きいたしましたところ、やはり税金の未払いに手を焼いている、こまねいているようでございます。付近住民にとっては大変な問題です。町自体として条例を作るとか、何とか対策を講じる考えはありますでしょうか。財産権とかいろいろな問題があると思います。以前にもこのような問題が出たようでございますが、よろしくをお願いします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中村議員さんの無保険の子供たちについての御質問にお答えいたします。

平成12年度から国民健康保険法の改正によりまして、保険税の納期限から1年間が経過するまでの間に保険税を納付しない場合には、災害、その他の特別な事情があると認められる場合を除き、所帯主等に対し被保険者証の変換を求めるものとされており、本町において、短期被保険者証交付要項、被保険者資格証明書交付取り扱い基準により、対応してきたところでございます。現在、被保険者資格証明書は100所帯149名に交付しており、御指摘の子供への交付状況は未就学児は無く、小学生は1所帯2名、中学生は3所帯4名、うち、1所帯は小中学生同一所帯のため、合わせて3所帯6名の子供さんに交付をいたしております。10月30日付けで厚生労働省から子供のいる滞納所帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点が通知され、緊急的な対応として、短期被保険者証の発行が指示されております。また、今国会において平成21年4月から、無保険の中学生以下への短期被保険者証の一律交付の方も成立する見通しとなっております。このような動向も考慮すると同時に、議員さん御指摘の通り、12月から3月に向け休日も多く、緊急時の対応が困難であり、寒い時期でインフルエンザの発生も予想されており、少子化対策、子供の人道的見地から、緊急的措置として早急に中学生以下の子供への短期被保険者証の発行を検討したいと考えております。

なお、平成19年度決算の国民健康保険税の滞納額は1億円を超えております。公平な税の徴収を考慮すると、悪質な滞納者には今後も、被保険者資格証明書の発行も含めて厳格に対処していかなければならないと考えております。これは短期被保険者証の発行の条件でございますが、緊急的措置として3所帯に文書にて経済的理由の申し出をすれば、短期証の発行を行う旨の文書をすでに発送してその手続きを進めているところでございます。

次の老朽化した家屋についての御質問でございますが、空き家の老朽化対策につきましては、合併前の4町にもそれぞれございました。合併後もそういった状況がありましたので、私どもとしては非常に苦慮しているところではございますが、やはり議員さんもおっしゃりましたように、個人の財産ということでございまして、その取り扱いについてはより慎重にやらなければならないということから、町の顧問弁護士等にも相談をいたしております。町としてどこまで個人の財産にどこまで踏み込めるかということではございますが、町が所有する物件、例えば、町道に建物が倒れてきたとか、町の建物に対して崩れてきたというような場合には、町の所有する物件等に対して損害を受けた場合には、町がその所有者の連絡先を調べて対策を要請することはできますが、そうでない場合、町が連絡先を調べて利害関係者に教えるということがなかなかできません。所有者に対する指導することもできないというのが弁護士の判断でございます。

現在のところ、隣接する利害関係者が連絡先を調べて、直接、所有者に解体等を要請する方法しかないのではないかと考えております。従いまして、廃墟になっている空き家といえども、個人の財産、所有物でありますので、町がこれに対して、何らかの措置を行うことには限界があります。条例制定で個人の財産をどうこうするという条例制定は非常に困難な状況でございます。空き家の老朽化対策を検討する場合、個人情報保護法、財産権等のもろもろの法的な縛りがありますが、個人情報では自治会等公共的団体が地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公共性が高いと認められるものを実施するため、閲覧の申し出をする場合には住民基本台帳の閲覧が可能でありますので申し伝えておきますが、そこに住民票はおいていなければ、これもあまり有効な手段とは申せません。いかにいたしましても、個人の財産を他の人が、いかに老朽化したものであろうとも取り除いたり、壊したりするというのをやった結果、反対にですね、私の財産を触ったということで、また反対に訴えられるというケース出ているように聞いておりますので、非常に慎重にいかねばなりません。やはり近隣の自治会等で皆さんで協議しながら、当然その近隣の方であればその所有者というのはある程度分かるのではないかと思います。ぜひともそういう地域コミュニティの中で進めていくのがいいのではないかと考えております。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） 初めのことはよくわかりました、初めの。でもね、やはり子供さんには罪はないと思います。やはり、非常に大島は少子化が進んでおります。少子化対策の一つとして、独自の措置をこれからいろいろと討議され、国も非常に考えておられ、この12月9日にもいろいろと、新聞に載っておりますので、なにかいい方法はできるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、やはりこれも大島独特の措置で、身近な一部のそういう心もとない方もおられますけれども、非常に困っておられる人の叫びでございます。どうぞ、これからもよろしく対策をお願いしたいと思います。

それから2番に、今、御説明がありましたとおり、非常に困っております。これも以前、私、役場に行きまして、いろいろ調べていただきましたけれども、管理しておられた方も10年ぐら
い前に亡くなられ、その御親戚などにもお尋ねしましたところ、やはりハワイの方に行かれて、
3世、4世にもなっているというようなことで、どこへすがっていいかわからないような状態の
もあるようでございます。これを何とかならないかなという風に思いながらも、やはり、個人的
な財産でございますので、手のつけようがございません。すぐそばに町道がありますんですけれ
ども、それも小さな町道ですけど、木だけそこに除いて雨なんか降りましたときに、出た枝を私
たちが切っておるわけでございますけれども、なかなかそういったこれからは非常にそういう廃
屋がどんどん出ているのではないかと、私も選挙のときにあちこち車で回りまして、その廃屋の
多いのに驚きました。初めて知りました。そういうふうには大島にあるということ。これもやは
りこれから防災対策健全事業の一つとして御協議いただきまして、そういう災害問題が起こっ
てからでは遅いと思います。これからもまたいろいろな討議のときは、そういう事も討議して
いただいて、解決していただきますようよろしくお願いいたします。終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、中村議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の議会は12月19日金曜日午前9時30分から開きます。

午後0時25分散会